

米国のジョイント・アカウント制度の調査 と日本への示唆

目次

はじめに	3
エグゼクティブ・サマリー	4
1 米国のジョイント・アカウント制度の概要	6
1.1 米国のジョイント・アカウント制度の法的枠組み	6
1.2 一般的な証券口座の種類	7
1.3 信託とジョイント・アカウントの比較	10
2 ジョイント・アカウント保有者の権利と義務	13
2.1 ジョイント・アカウントの権利と管理	13
2.1.1 Joint Tenancy with Rights of Survivorship (JTWROS)	14
2.1.2 Tenants in Common	15
2.1.3 Tenants by the Entireties	15
2.1.4 Community Property	16
2.1.5 Custodianship and Guardianship	18
2.1.6 ジョイント・アカウントのタイプ別の権利等概観	23
2.1.7 預金保険	24
2.1.8 ジョイント・アカウントで保有する株式の議決権	25
2.2 税務上の取扱	26
2.2.1 所得税	26
2.2.2 キャピタルゲイン税	29
2.2.3 贈与税	29
2.2.4 遺産税	31
2.2.5 ジョイント・アカウントのタイプ別の税務概観	34
3 証券ジョイント・アカウントの統計分析	35
3.1 証券ジョイント・アカウントの残高推計	36
3.2 個人向け証券口座に占めるジョイント・アカウントの割合	37

3.3	証券ジョイント・アカウントのタイプ別の残高/口座件数	38
3.4	証券ジョイント・アカウント内の保有資産の内訳	39
3.5	証券ジョイント・アカウントの年齢構成	40
3.6	証券ジョイント・アカウントの口座名義人間の関係性	41
4	ジョイント・アカウントの実務	42
4.1	口座の開設・移管手続きなどの概要	42
4.2	データマネジメント	43
4.3	本人確認とマネー・ロンダリング対策	43
4.4	その他の実務(取引報告・証拠金の取扱い、高齢顧客への対応)	44
5	米国ジョイント・アカウント制度の日本への示唆等	46
5.1	米国ジョイント・アカウント制度からの示唆	46
5.2	民法における論点	47
5.3	税法における論点	47
5.4	金融商品取引法・犯罪収益移転防止法における論点	48
5.5	その他の論点	49
	おわりに	51
	付録	52
	付録 1:証券会社のチャネルの概要	53
	付録 2:口座開設様式の FINRA テンプレート	55

はじめに

日本の金融サービス業界は、高齢化のリスクに直面している。金融庁が検討をすすめている『高齢社会における金融サービスのあり方¹』の『中間的なとりまとめ』では、高齢化の課題として、長寿化の進展、金融資産の伸び悩み、資産の高齢化、などが挙げられている。

また、リスクとして、シニア世代へ有価証券保有者が更に偏っていくこと、認知症患者の割合の増加とともに認知症患者が保有する有価証券の残高が増えていくこと、認知能力・判断能力の低下等に伴う家計の資産構成の硬直化、などが挙げられている。

これらの課題・リスク分析をもとに様々な検討がなされており、その中では、長生きへの備えと資産継承などに対応すべく、金融サービスの多様化の必要性が示されている。

上述の課題・リスクへの対応の検討において、米国におけるジョイント・アカウント制度が金融サービス多様化への一つの示唆になると思われることから、日本証券業協会では、米国の証券ジョイント・アカウントの制度とその実態についての調査を行った。

なお、本調査は、公表データや独自に収集したデータを用いた統計的分析²、制度調査³、米国の証券会社や専門家へのインタビューや店頭調査⁴などに基づいている。

¹ 金融庁、高齢社会における金融サービスのあり方:

<https://www.fsa.go.jp/policy/koureisyakai/koureishakai.html> を参照。

² 公表データや独自に収集したデータをもとに、クラスター・サンプリングを用いた推計と分析を実施。

³ 関連法令の調査、贈与税・遺産税に関する米国内国歳入庁 (Internal Revenue Service) の主要規定の調査、リーガル・データベースを用いて関連する判例や裁判例の調査を実施。

⁴ ファイナンシャル・アドバイザーや顧客担当者へのヒアリング調査、専門家へのインタビュー、証券会社への店頭訪問調査を実施。

エグゼクティブ・サマリー

米国におけるジョイント・アカウント制度は、自分以外の第三者との資産共有を可能とする制度であり、その法的枠組みは、連邦および州の法律、規制、税制、および業界の慣行や実務などの様々な要素から成り立っている。

銀行や証券会社におけるジョイント・アカウントの口座とは、2人以上が共同名義人として開設する銀行口座／証券口座のことを指し、口座開設の簡便さや夫婦・親子間での生活費や投資資産の共有などの日常的な利便性から広く普及しており、長く米国の金融サービスの一環として定着している。

本調査においては、米国においてジョイント・アカウントに分類される幾つかの口座の概要を調査している。証券ジョイント・アカウントの約8割を占める代表的な口座として、Joint Tenants with Rights of Survivorship（以下「JTWROS」）が挙げられる。その主な特徴は、次のようなものである。

- ジョイント・アカウントの各口座名義人は、口座に対して同等の持分や管理権限を有し、その口座内の資産については自ら寄贈した資産であるか否かに関わらず、自由に引き出すことができ、証券口座の場合は取引を行うことができる。
- Survivorship(生存者への権利の帰属、以下「生存者権」)が付されている。生存者権とは、一方の名義人の死亡時に、もう一方の生存している名義人へプロバート(米国における裁判所による相続検認手続き)を経ることなく口座内の財産および口座の持分を引き継げる仕組みである。なお、複数の生存名義人がいる場合は均等に分配される。

ジョイント・アカウントに関係する米国の主な連邦税として、所得税、キャピタルゲイン税、贈与税、遺産税が挙げられる。上述のJTWROSについては、口座名義人は、所得税(利子収入・配当収入)、キャピタルゲイン税を口座名義人間で均等に分配する。なお、各口座名義人に適用される税率は、課税所得に応じて異なる。贈与税や遺産税については、他の一般的な財産の移転や遺産と同様に控除枠(配偶者控除、基礎控除(年間)、生涯控除など)を超過した金額に対して課税される。

証券会社におけるジョイント・アカウントの開設・管理については、基本的には一般的な個人向けの証券口座と同様の取扱いとなる。但し、口座名義人が複数人存在することから、本人確認や顧客属性情報の更新については、口座名義人の人数に応じた対応が必要となる。なお、証券ジョイント・アカウントの口座名義人間の関係性については、6割超が夫婦間、約3割が親子間での口座開設となっている。

証券ジョイント・アカウントの用途は、口座名義人間の関係性からも伺える通り、日常的な投資活動の共有にあり、世代間の財産移転を主目的とはしていない。米国では、世代間の財産移転の手段としてはその設計の柔軟性の高さから信託が好まれるようだが、信託の設計や管理に相応の専門的知見や費用を要することから、活用している層は税制の生涯

控除(2019年時点で11.4百万ドル)を超える財産を有する富裕層に限られている。そのため、生涯控除の範囲内に収まる財産を有する層(中間所得層を想定)は、財産移転に際して JTWR0S を活用することもある。

本調査を通じて、米国の証券ジョイント・アカウントは、その簡便性や利便性から、日常的に活用されていることが伺えた。また、米国の税制下では、中間所得層の世代間資産移転の手段としても活用可能であるなど、日本の金融サービスの多様化に向けた様々な示唆を内包しているといえる。具体的には、夫婦・家族間での資産共有による家計金融資産の硬直化の防止、次世代への資産移転の促進、日常的かつ柔軟な投資手段としての活用やシニア世代の詐欺・金銭的搾取への対応などへの示唆が挙げられる。当然ながら、米国の制度そのものを導入するというだけでなく、日本の課題や目的に沿った形でのジョイント・アカウントの導入は金融サービス多様化の一環として検討に値すると思われる。

1 米国のジョイント・アカウント制度の概要

1章では、米国のジョイント・アカウント制度を理解する上で必要となる法的な枠組みやジョイント・アカウントと称される幾つかの証券口座の概要とその特徴について説明していく。

1.1 米国のジョイント・アカウント制度の法的枠組み

米国のジョイント・アカウント制度は、連邦および州の法律、規制、税制、および業界の慣行や実務などの様々な要素から成り立っている。特に関係が深いものとして、所有／財産の権利に関して定めた各州の財産法(property law)が挙げられる。なお、財産法はその起源自体はコモンローへと遡るものの、現代においては判例法と位置付けられている。

このように、米国のジョイント・アカウント制度とは、単一の法律や規制により定義されているものではないことから、その制度を理解する上では、その複雑さを理解する必要がある。

本節では、ジョイント・アカウント制度を支える法的枠組みについて概観する。

1933年証券法(連邦法)

米国における連邦法である証券法の成り立ちは、1929年の株式市場の暴落とその後の大恐慌へと遡る。1933年証券法(the Securities Act of 1933、以下「証券法」)は、証券の売買に関する最初の重要な連邦法として制定された。この法律が施行される以前は、有価証券の売買は「ブルースカイ法(Blue Sky Law)」と呼ばれる州法によってのみ規制されていた。証券法の誕生によって、それまで各州に委ねられていた証券規制に関する権限が連邦政府に集約され、投資家を詐欺から保護する統一的なルールが制定された。

1934年証券取引所法(連邦法)

証券法制定の翌年、連邦政府は1934年証券取引所法(the Securities Exchange Act of 1934、以下「SEC法」)を制定し、証券取引委員会(以下「SEC」)を創設した。SEC法は、SECに証券市場に関する政策や提言の策定、取引所における取引の監督・監視、法規制に違反した市場参加者への罰則を課す権限を与え、SECは証券法を執行する役割を担うこととなった。

銀行法(連邦法)

1933年の銀行法と1935年の銀行法は、連邦預金保険機構(Federal Deposit Insurance Corporation、以下「FDIC」)を創設し、以下に記載する仕組みを通じて国の金融システムに対する安定性と信頼もたらす役割を担っている⁵。

⁵ FDICと銀行業の概観: <https://www.fdic.gov/about/strategic/strategic/bankingindustry.html> を参照。

- 預金保険
- 金融機関の安全性・健全性・消費者保護等に関する監督・検査
- 破綻時における大規模で複雑な金融機関への対応
- 管財人の管理

FDICは、金融機関の破綻時に、預金者の預金を一定の範囲内で保証するとともに、その預金を利用できるよう保険機能を提供しており、銀行ジョイント・アカウントもFDICの保険対象となっている。なお、証券ジョイント・アカウントについては、米証券投資者保護公社（Securities Investor Protection Corporation、以下「SPIC」）が、同様の保険機能を提供している。SPICは、1970年証券投資者保護法に基づいて設立された連邦政府の非営利団体である。

デラウェア州会社法(州法)

重要な州法として、デラウェア州会社法（Delaware General Corporation Law、以下「DGCL」）が挙げられる。DGCLは、デラウェア州に登録しているすべての企業へ適用される法律であり、証券取引所などに上場している多くの企業がデラウェア州で設立⁶されていることから、本調査ではジョイント・アカウントで保有する株式の議決権を概観する際に、DGCLを参照している。

統一商事法典

連邦法および州法に加え、証券規制は統一商事法典（Uniform Commercial Code、以下「UCC」）にも依拠している。UCCは、米国商法の大部分を扱う包括的なモデル法文である。そのため、各州によって導入条文や条文内容にばらつきはあるものの、米国50州、コロンビア特別区、プエルトリコ、ヴァージン諸島において導入・制定されている。

1.2 一般的な証券口座の種類

本節では、さまざまな証券口座を紹介し、ジョイント・アカウントの概要に触れる。なお、ジョイント・アカウントについては、2章にて詳述している。

米国の証券口座は、個人口座、ジョイント・アカウント、企業・信託が目的に応じて開設する証券口座（以下「専門口座」）、の3つに大きくは分類される。主な証券口座の種類は図表1の通り。

⁶ 米国の公開企業の半数以上、フォーチュン500社の60%以上がデラウェア州で設立されている。

図表 1: 主な証券口座の種類

個人口座	ジョイント・アカウント	専門口座
<p>標準的な口座</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人口座 (Individual Account) <p>Retirement (退職貯蓄)</p> <ul style="list-style-type: none"> Traditional IRA Roth IRA Rollover IRA SEP IRA Solo 401k SIMPLE IRA Pension or Profit Plan <p>Education (教育資金積立)</p> <ul style="list-style-type: none"> 529 Plan Coverdell Education Savings Account 	<ul style="list-style-type: none"> Joint Tenants with Rights of Survivorship (JTWROS) Tenants in Common Tenants by the Entireties Community Property Custodianship or Guardianship 	<ul style="list-style-type: none"> Trust Limited Partnership Partnership Investment Club Limited Liability Sole Proprietorship Corporate Non incorporated Small Business Plans

個人口座は、その名称が示すように 1 人の口座名義人しかいない証券口座である。口座名義人は、口座内の有価証券の取引や口座の閉鎖を自由に行う権利を有する。また、受益者を指定し、口座名義人の死亡時に、口座内のすべての資産を受益者に譲渡することもできる⁷。

標準的な個人口座以外に、米国で広く普及している個人向けの証券口座の代表的なものとして、Individual Retirement Account (以下「IRA」) と教育資金積立用の口座が挙げられる。IRA は、政府によって個人口座としての開設が定められている口座であり、個人が退職のための資金を積み立てることができ、税制上の優遇措置が設けられている。教育資金積立用の証券口座は、子どもや孫などを受益者に指定し、大学に通う資金を積み立てるために使われ、同様に税制上の優遇措置が設けられている。

ジョイント・アカウントは、証券または金融資産を所有・取引する目的で、銀行、証券会社やその他の金融機関で開設ができ、図表 1 に記載の通り証券ジョイント・アカウントは、Joint Tenants with Rights of Survivorship (JTWROS)、Tenants in Common、Tenants by the Entireties、Community Property、Custodianship or Guardianship の 5 つのタイプに分類される。

JTWROS、Tenants in Common、Tenants by the Entireties は、財産の所有形態を表すのに対して、Community Property は、夫婦の財産共有についての法制度⁸である。また、Custodianship or Guardianship は、基本的には口座名義人は 1 人だが、第三者(代理人

⁷ 死亡時に証券口座内の財産は、総遺産額として遺産税の計算対象となる。

⁸ 9 つの州で導入されている。

または後見人)が管理人として登録される。これらジョイント・アカウントの主な特徴は次の通り。

1. **Joint Tenants with Rights of Survivorship(JTWROS)**⁹:2人以上の口座名義人を有し、各人が口座内の財産に対する同等の権利と所有を有する。その特徴として、一方の口座名義人が死亡した際には、プロベート¹⁰を経ずに、もう一方の生存している口座名義人が口座の持分を引き継ぐ Survivorship(生存者への権利の帰属、以下「生存者権」)を有することが挙げられる。
2. **Tenants in Common**¹¹:2人以上の口座名義人を有し、各人が口座内の財産に対して持分相当の権利と所有を有する。口座名義人の1人が死亡した際には、その持分はプロベートの対象となる。非居住者である外国人は、この口座を開設することはできない。その特徴として、各人の持分が独立していることが挙げられる。
3. **Tenants by the Entireties**^{12/13}:口座名義人は、婚姻関係にあることが求められる。この口座は、婚姻関係にある2人限定の JTWROS と理解されており、JTWROS と同様に「生存者権」を有する。
4. **Community Property**¹⁴:Community Property は、夫婦それぞれが、婚姻期間中に各々の労力によって獲得した財産に対して夫婦は同等の権利を有するという考え方に基づいている。つまり、婚姻期間中に取得した財産に対して夫婦それぞれが同等の権利と所有を有する。離婚や死別に際しては、基本的には夫婦それぞれに等しく持分が帰属する。非居住者である外国人は、この口座を開設することはできない。米国では、9つの州がこの制度を導入している¹⁵。
5. **Custodianship or Guardianship**:口座名義人の財産(判断能力が不十分とみなされる者の財産)は、代理人または後見人によって管理される。Guardianship 口座については、資産の投資判断は、裁判所から任命された後見人が行う。

⁹ Emanuel, Steven L, Property, Wolters Kluwer, 2017, pg C-31

¹⁰ 遺産相続における裁判所の検認手続を指す。検認手続を経て相続人へ移転する財産は検認財産 (probate property)、検認手続を経ずに移転する財産は非検認財産 (non-probate property) と称する。

¹¹ Emanuel, Steven L, Property, Wolters Kluwer, 2017, pg C-32

¹² Emanuel, Steven L, Property, Wolters Kluwer, 2017, pg C-34

¹³ Tenants by the Entireties は、アーカンソー州、デラウェア州、フロリダ州、ハワイ州、メリーランド州、マサチューセッツ州、ミシシッピ州、ミズーリ州、ニュージャージー州、オクラホマ州、ペンシルベニア州、テネシー州、バーモント州、バージニア州、ワイオミング州で導入されている。なお、アラスカ州、インディアナ州、ケンタッキー州、ニューヨーク州、ノースカロライナ州、ロードアイランド州では、不動産のみに適用が認められている。

¹⁴ Emanuel, Steven L, Property, Wolters Kluwer, 2017, pg C-29

¹⁵ Community Property は、ルイジアナ州、アリゾナ州、カリフォルニア州、テキサス州、ワシントン州、アイダホ州、ネバダ州、ニューメキシコ州、ウイコンシン州で導入されている。

1.3 信託とジョイント・アカウントの比較

本節では、まず信託の概要に触れ、その後にジョイント・アカウントとの比較を行っていく。

信託とは、受託者と呼ばれる第三者に受益者のために財産を託す信託契約を指す。米国における信託は、様々な設計が可能であり、信託財産が受益者に移転する方法と時期を調整することができる。信託を活用した場合には、プロベートを経ないため、受益者は遺言により資産を相続する場合よりも早く資産を手にすることができる¹⁶。

米国において次世代への資産を引き継ぐために家族間でよく使われる信託の形態として家族信託(Family Trust)が挙げられる¹⁷。米国における家族信託とは、一般的に、家族を受益者として設定した信託を指し、生前信託(委託者の生存期間中に設定)、または遺言信託(委託者の死亡時に遺言により設定)として設定することができる。生前信託は、対象とする財産を家族信託に託して信託財産とすることで、委託者の法的所有から外すことが目的である場合が多い。但し、生前信託では、委託者が信託財産を実質的に支配し、信託財産から利益を受ける権利も認められていることから、設計次第では、引き続き委託者の法的所有とみなされることもある。

生前信託の設定にあたっては、信託する財産を特定し、生前信託契約を締結することで、その財産を生前信託へと移管する。なお、生前家族信託を設定する際には、信託を撤回可能とするか否かもひとつの検討要素となる。

撤回可能な生前家族信託を設定する主な目的:

- プロベートを回避することができる。そのため、裁判手続きに要する時間と費用を回避することができる。また、プロベートを回避することで裁判所のプロベート手続きで当該家族信託財産に関する情報が開示されないため、誰に財産が移管されたかを示す公的な記録が残らず、プライバシーを確保できる。
- 受益者が未成年である、障がい有している、もしくは離婚調停中など、当該信託財産の管理が困難な場合、受益者のために信託財産を保護することができる。

撤回不可能な生前家族信託を設定する主な目的:

- 撤回可能な生前家族信託と同様に、プロベートを回避することができる。
- 財産を信託に設定することで、債権者から当該信託財産を保護することができる。財産の法的な所有権は信託の名義であるため、信託財産は、委託者または受益者のいずれの債権者の差し押さえの対象とはならない。

¹⁶ 信託の設定に際しては、受益者は1人または複数を設定することができる。

¹⁷ 本節での家族信託についての記載は、簡素化した記載にとどめている。信託設計においては、個々人の置かれている状況や信託設定の目的も含めて、贈与税・遺産税などの税制や不動産などに関するより詳細な検討が求められる非常に複雑な問題であり、ケースバイケースでの対応が必要となる。

- 委託者は、当該信託財産の法的所有権を有しないため、委託者が死亡した場合、信託財産は州法・連邦法上の遺産には含まれないことから、遺産税の対象外とすることができる。なお、この利点は、米国の遺産税・贈与税の生涯控除を超える相続財産を有する場合に当てはまる。

このように信託を活用することで、次世代への資産移転は可能となるものの、信託財産は、通常、信託が指定した期限または委託者が死亡するまで、委託者または受託者の管理下にある。この点は、口座内の財産に対してすべての口座名義人が同等の管理権限を有するジョイント・アカウントの構造とは対照的である。

信託とジョイント・アカウントの活用を比較した際の長所と短所を以下で更に検討する。

信託活用の長所

信託の主な利点はその柔軟性にある。信託は委託者のニーズに合わせて柔軟に信託契約を設計できることから、その用途は様々であり、節税、資産からの収入(利子・配当など)の分配、プロバートの回避、慈善目的、資産の移転、債権者からの財産保護、受益者へのインセンティブ付与、などに用いられている。

銀行や証券会社のジョイント・アカウントでは、信託のような柔軟な設計ができないことから、相続設計プランナーは、ジョイント・アカウントを好んで活用することはない。

また、信託における受託者とは異なり、ジョイント・アカウントを提供する証券会社は、一般的には、顧客に対する受託者責任を負っておらず¹⁸、また顧客の相続設計の支援をするために必要となる専門的な知見を一般的には備えていない。

しかしながら、信託とは異なる面でジョイント・アカウントは信託よりもいくつか点で優れている。

信託活用の短所

信託の長所である柔軟性は、しかしながら多くの複雑さを内包しており、それ故に信託の設計や運営に要するコストは相応の金額となる傾向がある。信託の運営に関連する費用の主なものとしては、以下が挙げられる。

- 信託契約の草案作成費用
- 信託の登記
- 信託報酬(年間)

¹⁸ 米 SEC が 2018 年 4 月に見直しを検討している旨を発表している: <https://www.sec.gov/news/press-release/2018-68> を参照。

- 税務申告への対応(信託の種類によっては課税対象となる)

また、信託を最も効果的に活用するためには、委託者の信託設定の目的、受益者の状況、税務・関連法規制の動向などの環境変化に応じて、信託契約の内容を都度見直す必要があり、当然ながら見直しには費用が伴う。つまり、信託の設定とその維持には相応の費用を要することから主に富裕層が利用する手段といえる。

他方、銀行や証券会社のジョイント・アカウントの利点の一つは、その開設の容易さにあり、その維持にも労力を要しない。また、口座名義人が実際に財産の一部を口座から引き出す場合、受託者責任を持つ受託者が存在しないため、信託財産と比較して容易である。

更に、ジョイント・アカウントの利点として、夫婦や家族が共同で口座を管理できるという日常生活における利便性が挙げられる。つまり、証券ジョイント・アカウントに例えると、夫婦や家族が共同で資産管理、投資判断、口座資金の調達や引き出しを行うことが可能となる。実際に、ファイナンシャル・アドバイザーへのインタビューでは、ジョイント・アカウントの大部分は夫婦で日常生活における利便性のために活用していることが確認された。

2 ジョイント・アカウント保有者の権利と義務

2章では、ジョイント・アカウントの口座名義人の権利と義務について説明していく。

まず、証券ジョイント・アカウントは、証券市場での取引を行う上で、一般的な個人向けの証券口座と同様の権利や責任を有している。また、ジョイント・アカウントで取引可能な金融商品にも制限はなく、株式、債券、投資信託、REIT、ETF、先物やオプションを取引することができる。後述するように、ジョイント・アカウントは共同で所有されている。ジョイント・アカウントのすべての口座名義人が、口座を運営・管理する権利を有しており、すべての口座名義人が、ジョイント・アカウントにログインし、証券取引のためのオンラインポータルを利用することができる。なお、Custodianship、Guardianship の場合には、それぞれの代理人または後見人が口座を運営する権限を与えられている。

次に、証券会社は、年齢や病気による投資判断能力の欠如、または不正の疑いがない限りは、ジョイント・アカウントの口座名義人の取引意向を尊重する。

最後に、口座名義人間での係争へ発展した場合、裁判所を通じて、一般的な係争と同様の過程で解決が図られる。離婚や破産・清算に際しては、ジョイント・アカウントの性質、連邦および州における法規制をもとにその対応が定まる。

上述を踏まえて、2.1 節では、前章で概要を示した 5 つのタイプのジョイント・アカウントについて詳述する。2.2 節では、ジョイント・アカウントに関わる税制について概説し、世代間の資産移転に関する税制についても触れる。

2.1 ジョイント・アカウントの権利と管理

前章で述べた通り、ジョイント・アカウントの権利・所有やその管理に関する規定は、米国における様々な法的枠組みおよび財産に関する判例に基づいている^{19/20}。以下では、まずは、ジョイント・アカウントの権利・所有の構造やその管理の概要について触れていく。

JTWROS、Tenants in Common、Tenants by the Entireties は、同一の不動産または財産を、二人以上の者が同時に所有する場合に生ずる財産法上のコンセプトである。その特徴は、それぞれの所有者は資産全体への権利を有しているが、その特定の部分に対する請求権を有していない。例えば、一軒家という資産の場合、共同所有者は皆で一軒家を所有するものの、寝室などのある特定の部屋についての所有権を主張することはできない。銀行と証券会社のジョイント・アカウントの場合は、口座名義人それぞれが口座を運営し、

¹⁹ 「財産」とは、財産の受益権(財産に対する任命の一般的権限を含む)をいう。したがって、この用語には、受託者のような単なる法律上のタイトルのみからなる財産の権利は含まれない。また、この用語には、任命の一般的権限とはみなされない財産に対する任命権は含まれない。26 U.S. Code CFR § 20.2013-5 <https://www.law.cornell.edu/cfr/text/26/20.2013-5> を参照。

²⁰ Rev. Rul.69-148, 1969-1Cum. BuLL.226

そのすべての機能を利用する権利を有する。また、その口座内の財産への権利構造は、口座内で所有する原資産を規定する法規制に基づいて決まる(例えば株式の議決権など)。

Community Property は、米国の一部の州に居住する夫婦の財産を管理する法制度であり、その権利・所有と管理については、住所を有する州の法律が適用される。

Custodianship、Guardianship は、一般的には口座の権利・所有とその管理が分離されており、州の法規制などが適用される。

それぞれのジョイント・アカウントの権利・所有とその管理については、以下に詳述する。

2.1.1 Joint Tenancy with Rights of Survivorship(JTWROS)²¹

Joint Tenancy with Rights of Survivorship(以下「JTWRROS」)は、共同所有の1つの形態である。JTWRROSの口座名義人は、銀行口座、証券口座、あるいは他の保有形態にかかわらず、資産に対する同等の持分と同等の権限を持たなければならない。

JTWRROSとしての資産の形成にあたっては、一般的に「4つの条件」を満たさなければならない²²。その条件とは、Unity of Time(その権利が同一の時に生じている)、Unity of Title(その権利が同一の資産に関する同一の譲渡行為によって生じている)、Unity of Interest(その持分は等しい)、および Unity of Possession(口座名義人は資産に対する同等の権利および義務を有する)の4つである^{23/24}。

JTWRROSの主な特徴として、口座名義人は死亡と同時に口座内の財産への管理権限を喪失し、その口座持分はプロバートを経ずに生存する口座名義人に移転することが挙げられる。これは、JTWRROSの口座を開設し資産を形成する行為が、一方の口座名義人の死亡時にその持分を他方の口座名義人へ移転することを前提としているためであり、その前提から口座名義人は、その口座持分を遺言により譲渡することは認められていない。

口座持分の解消²⁵: 口座名義人の1人が自らの口座持分を譲渡(売却を含む)した場合、「4つの条件」が成立しなくなり、JTWRROSの口座は解消する²⁶。また、同様に一方の口座

²¹ Emanuel, Steven L, Property, Wolters Kluwer, 2017, pg 117

²² コモンローでは、かつては、明確な意思が示されない限り、財産の共同所有は joint-tenancy であるとされていたが、現在は、joint-tenancy を確立する明確な意思がない限り、tenants in common とみなされる。

²³ 多くの州では、今日では Unity of Time を4つの条件から外している。また、一部の州では、「Joint Tenancy with Rights of Survivorship」という名称を用いることを joint-tenancy 確立の要件としている。

²⁴ Possession の条件は、JTWRROS の口座で有する資産について、全ての口座名義人が同等に資産を享受できる権利を含む(一軒家における事例を参照)。当該資産が有価証券の場合には、売買する権利もここには含まれる。

²⁵ Emanuel, Steven L, Property, Wolters Kluwer, 2017, pg 120

²⁶ 第三者が、Unity of Time や Unity of Title の条件を満たさないためである。

名義人の意向、または口座名義人の同意によって、口座を解消することができる。
JTWROS の口座を解消した場合、一般的には Tenancy in Common に移行する。

口座への担保設定: 無担保の債権者は、債務者以外の口座名義人に対する請求権を有せず、当該債務者が死亡した場合、他の口座名義人へその口座持分は引き継がれるものの、その債務は引き継がれない²⁷。なお、JTWROS への担保設定の見解は、州によって異なっている。「4つの条件」が成り立たないとして JTWROS の解消とする州がある一方で、担保設定は返済確保の手段に過ぎず、「4つの条件」の成立には影響しない、との見解を示す州もある。

2.1.2 Tenants in Common²⁸

Tenants in Common は、口座名義人が、口座内の財産に対する独立した権利を有する資産共有の一種であり、その持分は均等とは限らない(JTWROS とは異なり、等しい権利を有する必要がない)。但し、各口座名義人は、資産全体を所有し享受する権利を有する²⁹。各口座名義人はその死亡時に、口座持分を遺言により相続させることができ、遺言を残さなかった場合には、遺言のない相続として州法に基づき取り扱われる。

口座持分の解消³⁰: 口座名義人は、他の名義人の同意なしに、自らの持分の全部／一部を譲渡(売却含む)することができる。持分の譲渡を受けた者は、元の口座名義人が享受可能なすべての権利を引き継ぐ。

口座への担保設定³¹: 口座名義人は、他の名義人の同意なしに、自らの持分の全部／一部を担保として設定することができる。担保設定は、当該債務者の持分相当に限定され、他の口座名義人への持分は担保の対象とはならない。

2.1.3 Tenants by the Entireties³²

Tenants by the Entireties は、JTWROS に極めて似ており、JTWROS と同様に 4 つの条件が求められる。また、生存者権も有することから、一方の口座名義人の死亡時には、プロベートを經ずに口座持分とその持分は移転する。但し、Tenants by the Entireties の口座名義人は、婚姻関係にあることが求められ、また、夫婦は一体であるとの考え方から、1

²⁷ Emanuel, Steven L, 資産, Wolters Kluwer, 2017, pg 120, 121

²⁸ Emanuel, Steven L, 資産, Wolters Kluwer, 2017, pg 123

²⁹ 資産全体を所有する権利は、Unity of Possession に該当する。JTWROS では、4 つの条件が求められるが、Tenants in Common では、Unity of Possession の条件 1 つのみが求められる。

³⁰ Emanuel, Steven L, 資産, Wolters Kluwer, 2017, pg 124

³¹ Emanuel, Steven L, 資産, Wolters Kluwer, 2017, pg 124

³² Emanuel, Steven L, 資産, Wolters Kluwer, 2017, pg 125

人で資産を所有しているかのようにみなされる。そのため、口座名義人が離婚した場合には、Tenants by the Entireties は解消する。

なお、夫婦が離婚した場合、その資産を引き継ぐ口座の形態については、州によって見解が異なる。一部の州では JTWRORS との見解を示す一方、ほとんどの州では、Tenants in Common として扱われている。但し、形態にかかわらず、ほとんどの裁判所は、当事者 2 人の持分は等しいとしている³³。

現代においては、Tenants by the Entireties は古い仕組みであると考えられている。現在の社会では、夫婦を一体としてではなく、夫婦それぞれを個人として扱っていることから、多くの州では Tenants by the Entireties を廃止している³⁴。州によっては、ジョイント・アカウントの口座形態としてではなく、不動産の契約上の取り決めとしてのみ Tenants by the Entireties が認められている³⁵。

口座持分の解消³⁶: Tenants by the Entireties と JTWRORS の決定的な違いは、Tenants by the Entireties においては、夫婦がともに生存しており、婚姻関係が継続している間は、一方的に Tenants by the Entireties を終了させることはできない、という点にある。つまり、口座持分の譲渡という考え方は存在しない。但し、当事者 2 人の同意に基づき、Tenants by the Entireties を解消し、JTWRORS または Tenants in Common へと移行することはできる。

口座への担保設定³⁷: ほとんどの州では、他方の配偶者が生きている間は、債権者が Tenants by the Entireties 内の債務者の口座持分相当の資産を差し押さえることを認めていない。

2.1.4 Community Property³⁸

Community Property の制度は、ルイジアナ州、アリゾナ州、カリフォルニア州、テキサス州、ワシントン州、アイダホ州、ネバダ州、ニューメキシコ州、ウィスコンシン州の 9 州が法制度として導入している。一般的には、婚姻期間中に取得した財産は、その取得の時点から夫婦に属するというのが Community Property 制度の基本的な考え方である。Community

³³ これらの規則の例外事項は、銀行のジョイント・アカウントである。銀行ジョイント・アカウントに貢献した(預金した)当事者が死亡した場合、その死亡時に、生存する口座名義人の資産となることを意図したものであったか否かについて、訴訟が存在することが多い。口座名義人それぞれが、銀行ジョイント・アカウントの財産への同等の権利・所有を有するとこれまでは推定されてきたが、今日では、裁判所はこの推定を覆す証拠の収集に積極的になっている。その一例として Frey v. Wubbena, 26 Ill.2d 62, 185 N.E.2d 850 (1962); Annot., 43 A.L.R. 3d 971 (1972); Effland, supra 3, at 517-21 が挙げられる。

³⁴ C Moynihan, Introduction to the Law of Real Property 220

³⁵ Am. Law Property §6.6, 30, C. Mo mA 230-35

³⁶ Emanuel, Steven L, Property, Wolters Kluwer, 2017, pg 126

³⁷ Emanuel, Steven L, Property, Wolters Kluwer, 2017, pg 126

³⁸ Emanuel, Steven L, Property Wolters Kluwer, 2017, pg C-29

Property 口座は、Community Property 制度を導入している州に住所を持つ人が開設した銀行や証券口座全てが該当する。Community Property 制度を規定する法律は州によって異なるが、ほとんどの州では、次に挙げるものを夫婦の財産として分類している。

- 夫婦いずれかが婚姻期間中に受け取った収入。
- 婚姻期間中の収入により取得した不動産または個人の資産。車、家、家具、家庭用電化製品、および高級品などが含まれる。
- 婚姻期間中に生じた債務。

配偶者が婚姻前または相続により取得した財産は、Community Property に該当せず、Separate Property として取り扱われる。

Community Property 制度のもとでは、夫婦いずれかが得た利益や支出にかかわらず、夫婦はすべてを等しく共有する。これは、夫婦の婚姻期間中に各々の労力によって獲得した財産に対して等しく権利を有するという考え方に基づいており、その権利・所有と管理には、次の3つの前提が適用される。

Traceability (追跡可能であること): 婚姻期間中に獲得した資産は Community Property となる。但し、Separate Property を用いて獲得した資産は Separate Property である。

Commingling (混在した場合の取扱い): Community Property の資産と Separate Property の資産が混在し、その判別ができない場合には、Community Property とみなされる。

Alienability (一方的な資産処分の禁止)³⁹: 婚姻期間中は、夫婦のいずれからも一方的に Community Property の財産を処分することはできない。

Community Property の相続は、通常はプロベートを経る。但し、銀行や証券口座については、一部の州では Community Property の口座に生存者権を認めており、その場合は、プロベートを経ずに、生存している配偶者に口座内の資産とその持分は移転する。

口座持分への担保設定: Community Property においては債務も夫婦で共有する。つまり、夫婦のいずれかが負った債務について、債権者は Community Property の財産全体に対して請求権を有するということである。しかしながら、その債務が婚姻前に生じた債務については、一般的には Separate Property とみなされる。⁴⁰

³⁹ ここで言及している Alienability とは、財産の一部またはその権利を婚姻関係にある一方の当事者が、第三者へ譲渡することを指す。

⁴⁰ 例えば、カリフォルニア州家族法第 913 条は、「Separate Property に属する債務は、婚姻前または婚姻期間中の債務に関わらず、他方の配偶者はその責務を負わない」と定めている。CA Fam Code §913 (2017): <https://law.onecle.com/california/family/913.html> を参照。

2.1.5 Custodianship and Guardianship

Custodianship と Guardianship は、基本的にはそれぞれが代理人の形態の一種である。つまり、法律上の枠組みに基づき、判断能力が不十分とみなされる者へ、成年者が当該人物に代わって財産やその権利を守り、当該人物を法的に支援する制度である。米国における Custodianship と Guardianship は、その種類も様々であり、法律も州によって異なっているものの、両制度における最大の違いは、代理人に与えられた権限と責任の違いにある。

Custodianship⁴¹:

Custodianship とは、18 歳未満の未成年者のために成年者が管理する銀行や証券会社の口座を指す。口座の名義およびその権利や所有は、未成年者に属するものの、その管理は代理人(一般的には親権者)に委ねられている。

米国のほとんどの州では、両親を未成年者の代理人と認めており、両親が離婚手続き中や代理人として不適当であると判明した場合を除き、裁判所も両親を代理人として拒否することはない。代理人は、必ずしも親権者である必要はなく、未成年者に対して広範な権限を行使可能な成年者は、代理人になりうる。代理人は、Custodianship の期間が終了するまで、未成年者の最善の利益のために資産を管理することが法律で義務付けられている。なお、Custodianship は、未成年者を対象としていることから、成年者に対する代理人が任命されることはない。

Custodianship の口座は、信託と比較して、その開設は容易であるものの、設計の柔軟性、財産の保護、節税効果などの観点で劣後することから、米国では、富裕層の資産移転手段としては、活用されていない。また、未成年者の教育資金の積み立てという観点から Custodianship の活用を検討した場合、1 章で触れた 529 Plan のように税制上の優遇措置が設けられていないため、最善の積み立て方法とはみなされていない。

口座の解消⁴²: 未成年者が一定の年齢(ほとんどの州では 18 歳)に達すると自動的に Custodianship は終了する。Custodianship が終了すると、未成年者は、口座の管理権限を含めて、口座に関する全ての権利・所有を手にする事になり、口座内の財産を活用した投資や、口座を閉鎖し一般的な証券口座へと移行することもできる。

⁴¹ The Laws Of New York Consolidated Laws Estates, Powers & Trusts Article 7: Trusts Part 1. Rules and Governing Trusts Part 6: Uniform Transfers To Minors Act: <https://www.nysenate.gov/legislation/laws/EPT/7-6.1> を参照。

⁴² 一部の州では、21 歳もしくは 21 歳以上で Custodianship が終了する。但し、一般的には、口座開設時に、終了時点(未成年者が口座の管理権限を得る年齢)が定められている。

口座への担保設定:ほとんどの州では、未成年者が契約を締結する能力を欠いていることから、担保設定は認められていない。

図表 2: ケーススタディ – NY 州法 Uniform Transfer of Minors Act(以下「UTMA」)⁴³

概要	<ul style="list-style-type: none"> ● UTMA の口座は、未成年者向けの Custodianship の一種であり、成年者によって開設される。 ● 未成年者が 18 歳または 21 歳に達した時点で、口座内の資金と資産への管理権限を得る。 ● UTMA の口座は、銀行または証券会社に開設される。他の Custodianship と同様に、代理人は UTMA の口座を管理する。
歴史	<ul style="list-style-type: none"> ● ニューヨーク州議会は 1996 年に Uniform Gift to Minors Act(以下「UGMA」)に代わるものとして UTMA を導入した⁴⁴。UTMA は、1997 年 1 月 1 日以降に行われたすべての撤回不可能な贈与に適用される。UGMA は 1997 年に廃止され、UTMA の規定は、UGMA、UTMA いずれかの法令に基づいて設立された口座にも適用される。
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ● UTMA の口座名義人として未成年者を登録するとともに、代理人も登録しなければならない。代理人が死亡した際や代理人としての責務が果たせなくなった時のために、代理人の代行者を 1 名以上登録することができる。 ● UTMA の口座に対して行われるすべての贈与は、撤回不可能なものとみなされる。口座に寄託された財産は、贈与者に返還することはできない。 ● 代理人は、未成年者の利益のためにのみ、口座の財産を利用することができる。また、UTMA の口座内の財産は常に分別管理が必要である。 ● 未成年者は、18 歳または 21 歳に達するまで、口座を利用することも管理することもできない。

Guardianship

Guardianship は、年齢や健康状態によって判断能力が不十分とみなされた人々を支援するための法制度である。Guardianship においては、裁判所が後見人を任命し、後見人は、判断能力が不十分とみなされた者(以下「被後見人」)への法的責任を負う。なお、裁判所は後見人の任命の前に、被後見人の判断能力の程度について確認をしなければならない。

⁴³ The Laws Of New York Consolidated Laws Estates, Powers & Trusts Article 7: Trusts Part 1. Rules and Governing Trusts Part 6: Uniform Transfers To Minors Act: <https://www.nysenate.gov/legislation/laws/EPT/7-6.1> を参照。

⁴⁴ ニューヨーク州をモデルとした法案が、1986 年に全米統一州法委員会議によってモデル法案として最終決定され、多くの州で導入されている。

Guardianship の期間に定めはなく、一時的または永続的いずれの期間も認められている。また、その後見範囲は、被後見人の医療ケアや資産管理といったように、ある側面の後見に限定されることもある。

Guardianship の口座とは、裁判所が指定した後見人が管理する銀行または証券会社の口座を指す。Guardianship の口座は、第三者と共有することはできず、被後見人のために後見人が管理している口座として、口座に後見人が登録されなければならない。また、口座は、裁判所の監視対象となる。

ニューヨーク州の Mental Hygiene Law 第 81.08 条⁴⁵では、裁判所に提出する最初の後見申請には、被後見人が保有するジョイント・アカウントを含むすべての財産の一覧が含まなければならない。この一覧に記載された財産は後見財産と呼ばれ、各資産のおおよその価値を記載する。

Guardianship におけるジョイント・アカウントの取扱いは、裁判所の判断を必要とするため、米消費者金融保護局 (Consumer Finance Protection Bureau) は、後見財産としてジョイント・アカウントがある場合には、注意するようガイダンス⁴⁶で示している。裁判所の判断においては、ジョイント・アカウント内の財産を後見人の管理対象とするか否かは、後見人と被後見人の関係性、被後見人と他の口座名義人の関係性、ジョイント・アカウントに生存者権が付されているか、口座に資金を提供した人物およびその提供意図などが問われる⁴⁷。裁判所がジョイント・アカウントを後見人の管理対象とみなすか否かは、上述を踏まえた判断次第であり、後見人の管理対象とみなされるケース、みなされないケースそれぞれの判例がある^{48/49}。

後見人は、被後見人を不当な搾取から保護するために裁判所から任命されていることから、被後見人の口座から支出された金額の詳細を記載した年次報告書を裁判所へ提出しなければならない。同様に、後見人が作成し、納税申告をした被後見人の税金も裁判所へ報告しなければならない⁵⁰。また、贈与、大量購入、あるいは不要な支出を行う際には、裁判所

⁴⁵ New York Consolidated Laws, Mental Hygiene Law - MHY § 81.21 Powers of guardian; property management, MHL §81.08 <https://codes.findlaw.com/ny/mental-hygiene-law/mhy-sect-81-21.html> を参照。

⁴⁶ 米消費者金融保護局、Help for court-appointed guardians of property and conservators: https://files.consumerfinance.gov/f/201310_cfpb_lay_fiduciary_guides_guardians.pdf を参照。

⁴⁷ Anthony J. Enea, Esq., The Treatment of Joint Accounts in an Article 81 Guardianship Proceeding: <https://www.esslawfirm.com/Articles/The-Treatment-of-Joint-Accounts-In-An-Article-81-Guardianship-Proceeding.shtml> を参照。

⁴⁸ United States District Court, N.D. Indiana, Hammond Division. In the Matter of the GUARDIANSHIP OF Marlene H. NEELY, Adult. No. 2: 11 CV 140. March 9, 2012.

⁴⁹ Guardianship of Jack D. OLSHEN, Ward. Edward DOWNEY, Esq, Petitioner/Appellant, v. Anthony ROMANO, Guardian of the Property of Jack David Olshen, Irene Olshen, Respondents/Appellees. No. 4D12-4160. April 17, 2013. Palm Beach County.

⁵⁰ New York Consolidated Laws, Mental Hygiene Law - MHY § 81.21 Powers of guardian; property management, MHL §81.31: <https://codes.findlaw.com/ny/mental-hygiene-law/mhy-sect-81-21.html> を参照。

の事前承認を得なければならない。後見人は、口座の管理において、被後見人の利益を最優先に考え、受託者として行動することが期待されている。米消費者金融保護局は、後見人がその責務を遂行するにあたって、上述の通りガイダンス⁵¹を提供している。

口座の解消⁵²: Guardianship の口座は、裁判所の判断で作成され、また終了する。Guardianship は、被後見人が心身ともに判断能力を十分に有する状態にあると裁判所が判断したときに終了する。後見人が裁判所の求める責務を履行できなくなった場合にも、Guardianship は終了する。なお、被後見人が高齢者の場合には、被後見人の死亡によって Guardianship が終了すること多い。このような場合、後見人は死亡報告書(被後見人の氏名・住所、死亡日時等を記載)⁵³を作成し、被後見人の遺産を管理するために任命された人物へ口座の管理を移行しなければならない。

口座への担保設定: Guardianship の口座は、債権者の請求権および有効な担保設定をそのまま引き継ぐ。新たな担保設定については、裁判所の決定に従う。裁判所は被後見人の利益になると信じるときには請求権の行使を認めることがある⁵⁴。

⁵¹ 米消費者金融保護局、Help for court-appointed guardians of property and conservators: https://files.consumerfinance.gov/f/201310_cfpb_lay_fiduciary_guides_guardians.pdf を参照。

⁵² New York Consolidated Laws, Mental Hygiene Law - MHY § 81.21 Powers of guardian; property management, MHL §81.2: <https://codes.findlaw.com/ny/mental-hygiene-law/mhy-sect-81-21.html> を参照。

⁵³ New York Consolidated Laws, Mental Hygiene Law - MHY § 81.44 Proceedings upon the death of an incapacitated person: <https://codes.findlaw.com/ny/mental-hygiene-law/mhy-sect-81-44.html> を参照。

⁵⁴ N.Y. Debtor & Creditor Law 15 – Power of Court: https://www.lawserver.com/law/state/new-york/ny-laws/ny_debtor_creditor_law_15 を参照。

図表 3: ケーススタディ- NY 州法 Mental Hygiene Law 81 条⁵⁵

概要	<ul style="list-style-type: none"> ● ニューヨーク州の Mental Hygiene Law 第 81 条は、裁判所に、後見人の任命可否や後見人の裁量範囲を決定する権限を与えている。また、後見における実務面の手続きについても規定している。
歴史	<ul style="list-style-type: none"> ● Mental Hygiene Law 第 81 条は、1933 年に制定された。
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ● 同法では、後見人は、その必要性に応じて任命される。必要性とは、その人物の同意のもと、もしくはその人物の『判断能力が不十分とみなされる』場合であり、その裁量範囲は、食品、衣服、住居、健康、安全確保、資産管理などが含まれる。なお、『判断能力が不十分とみなされる』状態とは、自己のニーズを自分自身で解決することが出来ず、またそのニーズを満たすような能力が欠如していることを理解できないために、苦しむことが明らかに証明されている場合を指す。 ● 裁判所は、個人の判断能力につき、日常的な行動やそのニーズを踏まえて判断し、必要と認めた場合には、後見人を任命する。後見人は、被後見人に介入し、被後見人の利益のために行動する。但し、状況に照らして、可能な限り被後見人を制限しないことが望ましい。 ● なお、被後見人本人を後見するのと、財産を後見するのとでは、その職務と権限は異なる。被後見人本人の後見に関わる権限は、MHL §81.22⁵⁶に規定されており、財産の後見人の権限は MHL §81.21⁵⁷に規定されている。前者は被後見人本人の日常生活を支援する役割を担い、後者は被後見人の財産を管理する役割を担う。 ● 財産の後見人は、「最小限の介入」を提供することを目的に、被後見人の独立性を保ちつつ、財産管理における支援を提供する。後見人の最も重要な役割は、被後見人の財産に関わるすべての取引や活動を記録することである。また、後見人は、自らが後見人として行ったすべての取引について、年次会計報告を提供しなければならない。 ● 後見人はまた、被後見人の死亡または後見の終了に際して、最終報告書を提出しなければならない。また、最終報告書とともに、後見人は被後見人のすべての資産および負債の残高を報告しなければならない。

⁵⁵ http://www.nycourts.gov/ip/gfs/Article_81_Law_2008.pdf を参照。

⁵⁶ New York Consolidated Laws, Mental Hygiene Law - MHY § 81.21 Powers of guardian; property management, MHL §81.2: <https://codes.findlaw.com/ny/mental-hygiene-law/mhy-sect-81-21.html> を参照。

⁵⁷ New York Consolidated Laws, Mental Hygiene Law - MHY § 81.22 Powers of guardian; personal needs, MHL §81.2: <https://codes.findlaw.com/ny/mental-hygiene-law/mhy-sect-81-22.html> を参照。

2.1.6 ジョイント・アカウントのタイプ別の権利等概観

図表 4: ジョイント・アカウントのタイプ別の権利等概観

ジョイント・アカウントのタイプ	所有	相続	口座の解消 (譲渡等)	口座への担保設定
JTWROS	各所有者は、口座に関する同等の権限と未分割の所有権を有している。	一方の口座名義人の死亡時、生存している口座名義人は、プロベートを經ずにその持分を引き継ぐ。	口座の所有権が一方の口座名義人によって譲渡された場合、解消する。	無担保の債権者は、他の口座名義人に対して請求権を有しない。
Tenants in Common	各所有者の持分は独立しており、均等ではない所有権を有する可能性がある。	遺言／プロベートを經て、相続される。	各口座名義人は、自らが有する持分の一部または全てを譲渡することができる。	債権者の請求権は、当該債務者の持分の範囲内に限られる。
Tenants by the Entireties	夫婦での共同所有であり、夫婦は、口座に関する同等の権限と未分割の所有権を有している。	一方の口座名義人の死亡時、生存している口座名義人は、プロベートを經ずにその持分を引き継ぐ。	双方が生存し婚姻関係が継続している場合には、口座の所有権の一方的な譲渡や解消はできない。	債権者は請求権を有しない。
Community Property	夫婦での共同所有であり、夫婦は、口座に関する同等の権限と未分割の所有権を有している。	一方の口座名義人の死亡時には、遺言／プロベートを經て、相続される ⁵⁸ 。	Community Property は法制度であることから、口座解消はできるものの、その財産は引き続き Community Property となる。	いずれかの配偶者に対する債権でも、債権者は口座の財産全体への請求権を有する。
Custodianship	資産は、代理人によって管理される。	財産は、未成年者が死亡した場合には、親に返還される。	未成年者が 18/21 歳に達したときに、終了する。	担保設定は認められていない。
Guardianship	資産は後見人によって管理される。	後見人は、相続の請求権を有しない。遺言／プロベートを經て相続される。	裁判所の判断により終了する。	裁判所の判断により決定する。

⁵⁸ 一部の Community Property を導入している州では、生存者権を有する口座を開くことができ、その場合にはプロベートを經ずに生存している配偶者へ口座の財産・持分が移転する。

2.1.7 預金保険

FDIC 預金保険

米国では、銀行の預金口座は連邦預金保険公社 (Federal Deposit Insurance Corporation、以下「FDIC」) によって保証されている。各銀行は、FDIC に保険料を支払うことを義務付けられており、FDIC は連邦政府が定めた保険限度額まで銀行預金者の預金を保証する。

FDIC の預金保険では、銀行ジョイント・アカウントの口座名義人は、自己が保有するすべての銀行ジョイント・アカウントの持分の合計額に対して、25 万ドルまでの保険金支払いを受けられる。なお、ジョイント・アカウントにおける各口座名義人の持分は、明記されていない限り、等しい持分を有しているものとして取り扱う。

FDIC 預金保険の適用要件⁵⁹は以下の通りである。

1. 口座名義人は、自然人でなければならない。企業、信託等の法人が所有者となっている場合には、保険の適用要件を満たさない。
2. 口座名義人は、口座から資金を引き出すための等しい権利を有さなければならない。資金引き出しの権利が不平等である場合は、保険の適用要件を満たさない。例えば、資金の引き出しに他の口座名義人全員の署名がいる場合などは、口座の所有権が不明確であることから、保険の適用要件を満たさない。
3. 原則として、各口座名義人は、ジョイント・アカウントのサインカードに署名しなければならない。FDIC は電子署名を認めている。なお、一部においては、FDIC は署名要件を免除している。例えば、譲渡性証券や CD は、署名要件を免除される。預金者は、ジョイント・アカウントの他の要件を満たす場合には、譲渡性証券や CD をジョイント・アカウントとして保有することができる。

SIPC 保険契約

米国では、証券口座は米証券投資者保護公社 (Securities Insurance Protection Corporation、以下「SIPC」) によって保証されている。SIPC は非政府組織ではあるものの、1970 年証券投資者保護法 (Securities Investor Protection Act of 1970) によって設立され、証券会社は加入を義務付けられている⁶⁰。SIPC は資産の価値を守るものではなく、証券会社の清算時に、預り金や預り資産の保護機能を提供するものである。現在、SIPC

⁵⁹ FDIC Law, Regulations, Related Acts, 12 C.F.R. § 330.9: <https://www.fdic.gov/regulations/laws/rules/2000-5400.html#fdic2000part330.9> を参照。

⁶⁰ 15 U.S. Code CFR§78-2(B)(1): <https://www.law.cornell.edu/uscode/text/15/78ccc> を参照。

は、1口座当たり50万ドルを保証している。SIPCの目的上、ジョイント・アカウントは、名義人の人数にかかわらず、単一の口座として扱われる⁶¹。

2.1.8 ジョイント・アカウントで保有する株式の議決権

米国では、株式の議決権は、定款または会社を設立した際の文書によって決定される。これらの設立書類は、会社が設立された州の法規制によって制約されることが多い。

米国での企業設立の実態を見ると、米国の公開企業の半数以上、フォーチュン500社の60%以上がデラウェア州で設立されている。このように多くの企業がデラウェア州で設立されたことから、結果として、デラウェア州会社法(Delaware General Corporation Law、以下「DGCL」)は、米国で最も成熟した会社法の枠組みとなり、多くの企業間の係争はデラウェア州平衡法裁判所で解決されている。これらの実態を踏まえ、本調査ではジョイント・アカウントで保有する株式の議決権に関する規定は、DGCLを参照している。

DGCLでは、受託者としての資格を有する場合は、受託されている株式の議決権を行使することができる。具体的にはCustodianshipとGuardianshipの口座の場合、代理人または後見人が口座内で保有する株式の議決権を行使する権限を与えられていることを意味する。他のタイプのジョイント・アカウントについては、各口座名義人が同等の権利を有することから、口座名義人のいずれも議決権を行使することができる⁶²。

現代においては、米国ではほとんどの場合、株式は電子化されており、証券会社の名義で株主名簿に登録されている⁶³。株主関係の書類や議決権行使書は各株式会社から株主名簿の登録先へ送付されるため、各投資家は証券会社から連絡を受け取ることになる⁶⁴。

ジョイント・アカウントにおいて複数の口座名義人が議決権を行使する場合、多数決に基づき、議決権が行使される。但し、Tenants in Commonの場合、その持分が口座名義人間で均等であるとは限らず、過半数の持分を有する口座名義人がいる場合には、他の口座名義人は当該口座名義人の決定に拘束される。各名義人間に議決権が均等に分割されることはまれではあるが、その場合は議決権も分割して行使されることとなる⁶⁵。

⁶¹ SIPC Rule 105.: <https://www.sipc.org/for-investors/investors-with-multiple-accounts> と <https://www.sipc.org/about-sipc/statute-and-rules/series100> を参照。

⁶² Delaware code 8DGCL-§217-(a): <http://delcode.delaware.gov/title8/c001/sc07/> を参照。

⁶³ この慣行は、“holding the shares in street name” としても知られている。

⁶⁴ Securities Exchange Act Rule 14b-1: <https://www.law.cornell.edu/cfr/text/17/240.14b-1> を参照。

⁶⁵ Delaware code 8DGCL-§217-(b): <http://delcode.delaware.gov/title8/c001/sc07/> を参照。

2.2 税務上の取扱

一般的に、銀行と証券会社のジョイント・アカウントから生じる税務負担は、可能な限り公平に口座名義人間で負担される。米国のジョイント・アカウントが関連する主な連邦税としては、所得税、キャピタルゲイン税、贈与税、遺産税が挙げられる⁶⁶。それぞれについて、本節で詳述する。

2.2.1 所得税

ジョイント・アカウントに生じる収入の種類は、一般的には利子収入と配当収入の2つである。利子収入は、銀行口座からの受取利息と債券への投資からの受取利息が主なものである。受取利息は、課税所得に応じた所得税率で課税される。配当収入は、米国では課税所得に該当するものの、多くの場合、キャピタルゲイン税の税率で課税される⁶⁷。

利息収入と配当収入は、米国内国歳入庁 (Internal Revenue Service、以下「IRS」) の様式 1099 を用いて、IRS と口座名義人の両方に報告される。証券会社、銀行、投資信託は、利子収入と配当収入を IRS と口座名義人に報告する際に、この様式を利用しなければならない⁶⁸。

但し、様式 1099 は、口座ごとに 1 人にしか発行されない。ジョイント・アカウントの場合、証券会社は通常、主たる口座名義人または名前が最初に登録されている口座名義人に対して様式 1099 を発行する。なお、Custodianship、Guardianship の口座の場合には、主たる口座名義人である未成年者または被後見人宛に送付される。

夫婦でジョイント・アカウントを開設しており、共同で納税申告を行っている場合には、収入は夫婦で合算されるため、様式 1099 を夫婦どちらが受け取っても問題とはならないが、当該収入をジョイント・アカウントの口座名義人が各々納税申告をする場合には、主たる口座名義人の対応が求められる。具体的には、証券会社から様式 1099 を受け取った主たる口座名義人は、様式 1099 にジョイント・アカウントの口座名義人全員を記載し、他の口座名義人の配当収入相当額を自らの配当収入から控除し、IRS へ提出するとともに、他の口座名義人へも様式 1099 を送付することが義務付けられている⁶⁹。

⁶⁶ 州税は各州で異なることから、本節では連邦税を中心に取り扱う。

⁶⁷ 一定の条件 (保有期間) を満たす Qualified dividend income に該当した場合、税率が軽減される。

⁶⁸ U.S. Department of the Treasury. Internal Revenue Service. (2019). General Instructions for Certain Information Returns (Cat. No. 27976F): <https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/i1099gi.pdf> を参照。

⁶⁹ U.S. Department of the Treasury. Internal Revenue Service. (2019). General Instructions for Certain Information Returns (Cat. No. 27976F): <https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/i1099gi.pdf> (Section A: Who Must File) を参照。

なお、各口座名義人に帰属する収入は、ジョイント・アカウントのタイプと州法に基づいて決定される⁷⁰。JTWROSとTenants by the Entiretiesの口座では、収入は口座名義人間で均等に分配される。Tenants in Commonの口座の場合、各口座名義人の持分に比例して、収入は帰属する。

Community Propertyを導入している州の納税者にとって、Community Propertyからのすべての収入は、それぞれの夫婦に等しい割合で分配される。夫婦それぞれが別に納税申告書を提出する場合、Community Propertyからの収入は、Separate Propertyからの収入と合算して申告することになる。

Custodianshipの口座では、口座資産から得られる収入は、未成年者の収入とみなされ、未成年者への課税の枠組みが適用される。18歳以降は、原則として成年者とみなされ、課税される。なお、未成年者へ適用される税率および枠組みは、減税・雇用法(Tax Cuts and Jobs Act)の施行により変更されている。現在の枠組みでは、未成年者がCustodianshipの口座から得た2,100ドルを超える収入が課税対象額として、特定の税率で課税される⁷¹。

Guardianshipの口座の収入に適用される税率は、被後見人に適用される税率である。なお、納税申告書を作成・提出する責任は後見人にある⁷²。

⁷⁰ U.S. Department of the Treasury. Internal Revenue Service. (2019). Publication 550: Investment Income and Expenses. (Investment income > General Information > Joint Accounts): https://www.irs.gov/publications/p550#en_US_2017_publink10009846 を参照。

⁷¹ U.S. Department of the Treasury. Internal Revenue Service. (2018). Publication 929. Tax Rules for Children and Dependents: <https://www.irs.gov/publications/p929> を参照。

⁷² §81.34 Decree on filing instruments approving accounts, NEW YORK MENTAL HYGIENE LAW ARTICLE 81 PROCEEDINGS FOR THE APPOINTMENT OF A GUARDIAN FOR PERSONAL NEEDS OR PROPERTY MANAGEMENT: http://www.nycourts.gov/ip/gfs/Article_81_Law_2008.pdf を参照。

図表 5: ケーススタディ- The Kiddie Tax(子ども税)⁷³

<p>概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● Kiddie Tax は、原則として 18 歳未満の未成年者を対象としており、投資収益や利子・配当収入などの不労収入を合計した課税対象額が、定められた基準額を超えた場合に適用される。但し、基準額までは非課税となる。 ● 2018 年以前は、基準額を超えた部分は、両親の税率により課税されていたが、減税・雇用法の施行後は、基準額を超えた部分に対して、別の税率が定められた。 ● Kiddie Tax の制度設計は、両親が子どもの低い税率を享受し、節税を行うことを防止することもその目的としている。
<p>歴史</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● Kiddie Tax は、1986 年に導入された。導入当初は、14 歳未満の未成年者のみを対象としていた。14 歳未満の未成年者は法的に就労に従事することができないため、その収入は、投資収益や配当収入などの不労収入に限定されると考えられたためである。しかしながら、当時の制度設計では 14 歳以上 18 歳未満の子どもへ贈与した後に資産を売却することで、両親は低い税率を享受することが可能であった。そのため、年齢水準や基準額は都度見直しが行われてきた。
<p>特徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 2017 年の基準額(非課税枠)は 1,050ドルに設定されていた。基準額を超えた次の 1,050ドル(累計 2,100ドル)までは子どもの税率が適用された。累計で 2,100ドルを超えた部分へは、両親の税率(最高税率 39.6%)が適用された。 ● 減税・雇用法の施行により、2018 年から 2025 年までの時限措置として、Kiddie Tax も簡素化され、これまでは 2 段階に設定されていた基準額が 2,100ドルに一本化された。これにより 2,100ドルまでの不労収入が非課税となり、2,100ドルを超えた部分は、両親の税率ではなく、別の税率が設けられた。 ● Kiddie Tax の対象とする年齢水準、基準額や税率⁷⁴は、両親が子どもの低い税率を享受することを防止する目的で設計されている。 ● 対象とする年齢水準は、原則として 18 歳未満と定められているが、一定の条件を満たせば 18 歳以上へも適用が認められる。例えば、18 歳で就労収入がない、19 歳から 23 歳でフルタイムの学生であり一定水準以下の収入しかない、などの条件が挙げられる。

⁷³ IRS Topic No. 553 Tax on a Child's Investment and Other Unearned Income (Kiddie Tax) : <https://www.irs.gov/taxtopics/tc553> を参照。

⁷⁴ 2018 年時点の Kiddie Tax の税率は、課税対象額が 9,150ドルを超えるとその超過分は税率 35%、12,500ドルを超えるとその超過分は税率 37%で課税される。この税率を夫婦合算申告に当てはめると、税率 35%は課税所得 400,000ドル超、税率 37%は課税所得 600,000ドル超の水準となる。このことから、Kiddie Tax の設計と税率設定の考え方が垣間見える。

2.2.2 キャピタルゲイン税

株式売却益のような資本利得(キャピタルゲイン)については、所得税よりも低い税率が適用される。また、その税率は、有価証券の保有期間によっても異なってくる。

短期資本利得

短期の資本利得は、有価証券の保有期間が1年以内の場合に適用される。短期資本利得に分類されると、軽減税率の恩恵を受けられず、通常の利得として税率が適用される。

長期資本利得

長期の資本利得は、有価証券の保有期間が1年を超える場合に適用される。2018年時点の長期キャピタルゲイン税率は、0%、15%、20%の3段階となっており、税率は基本的には対象者の課税所得に応じて決まる。例えば、所得税の税率が15%未満の場合には、長期キャピタルゲイン税率は0%となる。高額納税者の長期資本利得に対する税率は、所得税率より最大17%⁷⁵低く設定されている。

所得税と同様に、証券会社は様式1099をジョイント・アカウントの主たる口座名義人に送り、主たる口座名義人は、同様にIRSと他の口座名義人へ送付する。JTWRROS、Tenants by the Entireties、Community Property、Tenants in Commonの口座の取扱いも、所得税と同様である。

Custodianshipの口座では、資本利得は子どもの不労収入とみなされるため、所得税と同様の取扱いとなる⁷⁶。Guardianshipの口座では、被後見人に適用される税率をもとに、資本利得への課税が算出される。

2.2.3 贈与税

譲渡する者がその対価を受け取らずに行う譲渡は、贈与とみなされ、贈与税が課税される。米国では、原則として財産の贈与者が納税義務を負う。但し、受贈者側が贈与者に代わりに税金を納めることに同意した場合など、受贈者側が納税を行うこともある⁷⁷。

ジョイント・アカウントについては、ジョイント・アカウントの口座開設や、口座名義人の変更などが生じた際に贈与税が課税されるわけではない。ジョイント・アカウントの口座に寄贈さ

⁷⁵ 2018年時点。2018年時点の課税所得に対する最高税率は37%となっている。

⁷⁶ Publication 929 (2018), Tax Rules for Children and Dependents: <https://www.irs.gov/publications/p929> を参照。

⁷⁷ 26 U.S. Code §2501. Imposition of tax: <https://www.law.cornell.edu/uscode/text/26/2501> を参照。

れた資金や有価証券などの資産が、当初の寄贈者の管理権限から完全に離れ、もはやその管理権限を取り戻すことができなくなったときに、贈与とみなされる⁷⁸。実際には、寄贈者とは異なる他の口座名義人がその利益のためにジョイント・アカウントから金銭を引き出した時点で贈与とみなされる⁷⁹(但し、夫婦間の場合には、原則として当該贈与は課税対象から控除される。以下の贈与税の控除項目を参照)。

原則としてすべての贈与は課税の対象であり、「課税贈与額」とみなされるが、贈与税の計算に際して、「課税贈与額」の控除項目が設けられている。主な控除項目として次のようなものが挙げられる。

- **基礎控除(年間)の範囲内の贈与**⁸⁰: 連邦贈与税は、贈与した資産の合計額が基礎控除(年間)の範囲に収まる場合には、贈与税は課税されない。2018年時点では、この基礎控除は贈与者1人あたり15,000ドルに設定されており、15,000ドルを超えない贈与は、「贈与課税額」の対象から控除することができる。
- **配偶者への贈与**⁸¹: 配偶者が米国市民でない場合を除き、婚姻関係にある配偶者への贈与や遺贈は、無制限に控除することができる。
- **第三者のための教育費および医療費の支払い**⁸²: 贈与者が受贈者に代わり、教育機関や医療機関に直接支払いを行った教育費・医療費は、無制限に控除することができる。

さらに、贈与へは生涯控除を適用することができる。米国では、贈与税(Gift Tax)と後述する遺産税(Estate Tax)が、財産移転に伴う税制(Unified Transfer Tax System)を構成しており、その控除枠として、生涯控除(Unified Transfer Tax Credit または Lifetime Exclusion)が設けられている。

生涯控除は、現在、独身で11.4百万ドル、夫婦で22.8百万ドルの控除が設定^{83/84}されており、基礎控除を超えて行われた贈与が、この生涯控除を費消していく。例えば、ある特定の年に、母親が子どもに27,000ドルを贈与したとする。15,000ドルは基礎控除の範囲内として控除され、残りの12,000ドルの贈与につき、母親は生涯控除の適用を選択できる(適用を選択しない場合には、12,000ドルが「課税贈与額」となり、贈与税が課税される)。

⁷⁸ 26 U.S. Code § 25.2511-2(b): <https://www.law.cornell.edu/cfr/text/26/25.2511-2> を参照。

⁷⁹ 485 F.2d 606 United States Court of Claims. Nellie J. LEWIS (formerly Nellie J. Barni) v. The UNITED STATES. No. 238-70.

⁸⁰ 26 U.S. Code § 2503: <https://www.law.cornell.edu/uscode/text/26/2503> を参照。

⁸¹ 26 U.S. Code § 2523(b): <https://www.law.cornell.edu/uscode/text/26/2523> を参照。

⁸² 26 CFR § 25.2503-6 - Exclusion for certain qualified transfer for tuition or medical expenses: <https://www.law.cornell.edu/cfr/text/26/25.2503-6> を参照。

⁸³ 26 U.S. Code § 2010(c): <https://www.law.cornell.edu/uscode/text/26/2010> を参照。

⁸⁴ 2017年までは、約5百万ドルの水準に設定されていたが、減税・雇用法の施行に伴い、2018年～2025年の間の時限措置として生涯控除が大きく引き上げられている。なお、生涯控除の水準は、税法で定めた基準額をもとに、インフレを加味して決まる。

生涯控除を適用する際には、贈与税と遺産税の統一された控除の枠組みであることを考慮する必要がある。つまり、贈与税の基礎控除の超過分に、生涯控除を適用した場合、遺産税の生涯控除を同時に費消していることになる。したがって、先程の例では、12,000ドルは、母親の死亡時に受ける遺贈に適用される生涯控除の枠を12,000ドル分減少させることになる。

上述の通り、配偶者への財産の移転は、すべて「課税贈与額」とはみなされない。したがって、配偶者との間で開設したジョイント・アカウントからの引き出しは、贈与税の対象とはならない。但し、当然ながら配偶者以外とのジョイント・アカウントを開設した場合には、課税贈与額の発生可能性を伴うこととなる。

なお、何を贈与とみなすかは、州法および財産移転の状況によって異なってくる。また、贈与は、口座名義人が口座から資金を引き出すことによって惹起されることに留意する必要がある。

2.2.4 遺産税

遺産税は死亡時の財産の移転に対して課税される。遺産税の仕組みを概観すると、被相続人が死亡時に所有していた、または持分を有していたすべての財産が対象となり、公正な市場価格で評価して、「総遺産額」を決定する。

「総遺産額」を決定した後、「課税遺産額」の計算にあたっては、一定の控除と調整が認められている。主な控除項目⁸⁵としては、譲渡抵当等の債務額、遺産管理費用、葬儀費用、配偶者控除などが挙げられる。

上述にて計算された「課税遺産額」には、遺産税の税額控除が適用され、生涯控除もここに含まれる。例えば、「課税遺産額」を12.4百万ドルとしたときに、被相続人の生存期間中に利用した生涯控除が10.0百万ドル(生涯控除は、2019年時点で11.4百万ドル)であった場合、「課税遺産額」から控除可能な生涯控除は1.4百万ドルとなる。

遺産の構成が単純な場合には、遺産税申告書の提出は不要となることもある。例えば、現金のみ、市場で取引されている有価証券のみで構成されている場合などが該当する。但し、資産構成に関わらず、複数資産から遺産が成り立つ、特別な控除が必要、共同で保有している財産がある、生涯控除を超えている、などの場合は、申告が義務付けられている。

ジョイント・アカウントは富裕層向けの相続方法ではないものの、財産の迅速な移転を可能にするため、世代間での財産移転に利用されることもある。特に、その財産が生涯控除の範囲内にとどまる富裕層以外の多くの人々に当てはまるといえる。これまで見てきたように、JTWROSは、プロベートを経ずに財産を迅速かつ効率的に移転することを可能にしている。なお、配偶者とのJTWROSにおいては、生存している配偶者は、他方の配偶者の死亡後

⁸⁵ Estate Tax: <https://www.irs.gov/businesses/small-businesses-self-employed/estate-tax> を参照。

にその口座の完全な所有権を有することとなるものの、この生存している配偶者が死亡した際には、遺産の規模によっては、遺産税を惹起する可能性がある⁸⁶。

なお、生存している配偶者が、ジョイント・アカウント(銀行口座や証券口座を含む)を引き継ぐ権利の放棄を選択することができる。この場合、権利放棄された財産とその権利は相続対象(検認財産)となり、プロベートを経て遺族へ相続(分配)される。

図表 6: ケーススタディー- Louis J. KRAKOFF の裁判例⁸⁷

<p>概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● エイブラハム・クラコフはオハイオ州で遺言を残し死去した。彼は死亡当時、妻のアンナ・クラコフと幾つかの銀行口座と証券口座を保有しており、すべて JTWR0S としてアンナと共有していた。エイブラハムの遺族は、アンナとその 4 人の成人した子どもたちであった。エイブラハムは、その全財産をアンナへ遺贈する旨の遺言を残していた。 ● アンナは、エイブラハムの遺言を放棄し、また、JTWR0S として保有している銀行口座、証券口座も放棄した。 ● この放棄の結果、JTWR0S として保有していた資産は、検認財産としてプロベートを経ることとなり、4 人の成人した子どもは、計 82,046.29 ドルを受け取った⁸⁸。 ● IRS は、JTWR0S の口座の放棄は、実態的にはアンナからの贈与であると主張し、財産の移転に対する贈与税 4,173.68 ドルをアンナへ課税した。 ● その後、アンナが死亡し、その子どもであるルイスがアンナの遺産執行人となり、4,173.68 ドルの返還を求めて起訴した。
<p>判決</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● オハイオ州南部地区の連邦地方裁判所は、この返還請求を認めなかった。 ● 裁判所は、オハイオ州法の遺言制度では JTWR0S の口座の放棄を規定しておらず、またアンナは実態的に口座の共同所有者であったことをその判決の背景として挙げている。 ● 実際に、アンナはエイブラハムとの JTWR0S の口座の開設に際して、口座のサインカードに署名し、株式配当の小切手も受領していた。

⁸⁶ 2011 年 1 月 1 日以降、生存している配偶者の死亡時に、既に亡くなっている他方の配偶者の未使用の生涯控除を利用することが認められた。但し、適用にあたっては、既に亡くなっている他方の配偶者の遺産税の申告が遅滞なくタイムリーに行われていることが前提となる。

⁸⁷ Krakoff v. U.S. – United States District Court, S.D. Ohio, Eastern Division. May 14, 1970 28 Ohio Misc. 22313 F.Supp. 108926 A.F.T.R.2d 70-6067

⁸⁸ この放棄は JTWR0S として保有する資産の遺贈にあたり、エイブラハムの遺産税の生涯控除を活用しようとする意図があったとされている。なお、この判例は 1970 年のものであり、現在の法令や制度とは異なる。

図表 7: ケーススタディ- Generation Skipping Tax

<p>概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 米国の Generation Skipping Tax(以下「GST」)は、世代を飛び越えた財産の移転を行う場合を対象とした課税である。 ● 世代間の課税の公平性をその目的の 1 つとしている。 ● 財産移転に伴う税制を構成する税制の 1 つである。
<p>歴史</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● GST は 1976 年に導入され、その控除枠と要件は、度々見直されてきた。現在の控除枠は、減税・雇用法の施行により、時限措置(2018 年から 2025 年まで)が適用され大きく引き上げられている。
<p>特徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● GST は、控除枠を超過した部分のみに適用される課税である。血縁関係にない場合は 37.5 歳以上年齢の離れた若い第三者へ、もしくは血縁関係にある場合は孫のように一世代を飛び越して、財産の移転を行う場合に適用される。 ● 上述の趣旨から、財産移転に伴う税制である Unified Transfer Tax System を構成する 3 つの税制の 1 つと位置付けられている(他の 2 つは、贈与税と遺産税)。但し、贈与税や遺産税を代替する税制ではない。 ● GST は、世代間の課税の公平性および世代を飛び越えた課税逃れの防止をその目的としているものの、同時に、公平性を確保する観点から、生涯控除とは別の控除枠が設けられている。 ● GST の控除枠は、その趣旨から基本的には生涯控除と同額に設定されており、生涯控除と同様に、減税・雇用法の施行を受けて、現在は、11.4 百万ドルに設定されている。

2.2.5 ジョイント・アカウントのタイプ別の税務概観

図表 8: ジョイント・アカウントのタイプ別の税務概観

	所得税	キャピタルゲイン税	贈与税	遺産税
JTWROS	利子収入・配当収入は、口座名義人間で均等に分配され、課税される。	資本利得は、口座名義人間で均等に分配され、課税される。	配偶者への資産移転は課税対象外。それ以外は、基礎控除・生涯控除を超過した分が課税される。	配偶者への資産移転は課税対象外。課税遺産額から生涯控除を控除した後に課税される。
Tenants in Common	利子収入・配当収入は、口座名義人それぞれの口座持分に比例して分配され、課税される。	資本利得は、口座名義人それぞれの口座持分に比例して分配され、課税される。	配偶者への資産移転は課税対象外。それ以外は、基礎控除・生涯控除を超過した分が課税される。	配偶者への資産移転は課税対象外。課税遺産額から生涯控除を控除した後に課税される。
Tenants by the Entireties	利子収入・配当収入は、夫婦で均等に分配され、課税される。 (合算申告の場合は分配の必要なし)	資本利得は、夫婦間で均等に分配され、課税される。 (合算申告の場合は分配の必要なし)	配偶者への資産移転は課税対象外。	配偶者への資産移転は課税対象外。
Community Property	利子収入・配当収入は、夫婦で均等に分配され、課税される。 (合算申告の場合は分配の必要なし)	資本利得は、夫婦間で均等に分配され、課税される。 (合算申告の場合は分配の必要なし)	配偶者への資産移転は課税対象外。	配偶者への資産移転は課税対象外。
Custodianship	利子収入・配当収入は、未成年者の不労収入として扱われ、課税される。	資本利得は、未成年者の不労収入として扱われ、課税される。	基礎控除・生涯控除を超過した分が課税される。	課税遺産額から生涯控除を控除した後に課税される。
Guardianship	被後見人の課税所得として課税される。	被後見人の資本利得として課税される。	原則として裁判所の事前承認が必要。配偶者への資産移転は課税対象外。それ以外は、基礎控除・生涯控除を超過した分が課税される。	配偶者への資産移転は課税対象外。課税遺産額から生涯控除を控除した後に課税される。

3 証券ジョイント・アカウントの統計分析

3章では、証券ジョイント・アカウントに関する統計データを用いて、その傾向や実態について分析する。

具体的には、まずは、証券ジョイント・アカウントの家計金融資産(現金等の除く)に占める割合、および個人向けの証券口座に占める割合を分析することで、証券ジョイント・アカウントの普及状況を把握する。

次に、証券ジョイント・アカウントのそれぞれのタイプ別が証券ジョイント・アカウントの中で占める割合を分析することで、最も活用されている証券ジョイント・アカウントのタイプを特定する。

最後に、証券ジョイント・アカウント内の保有資産内訳、年齢構成、口座名義人間の関係性を分析することで、その実態を確認する。

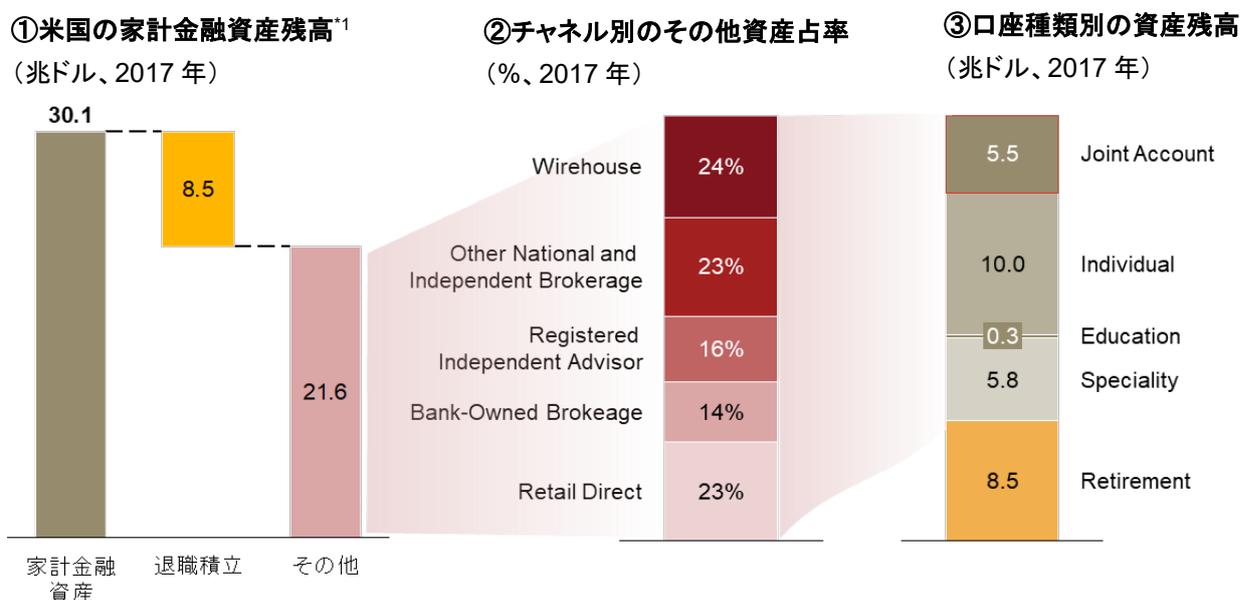
なお、統計分析にあたっては、公開情報や独自に収集した調査データ⁸⁹をもとに、クラスター・サンプリングを用いて推計を行うとともに、独自に収集した調査データを母集団としたデータの内訳や属性の分析を行っている。

⁸⁹ 証券口座や顧客属性に関するデータを独自に収集。これらのデータが内包する資産の総額は、米国の家計金融資産(現預金等を除く)の10%程度に相当する。

3.1 証券ジョイント・アカウントの残高推計

証券ジョイント・アカウントの総資産をクラスター・サンプリングにて分析した結果、家計金融資産(現金等を除く)^{*1}のうち、ジョイント・アカウントが保有する金融資産は5.5兆ドル(18%)と推計される。個人口座が有する金融資産残高が10.0兆ドルであることを鑑みると、ジョイント・アカウントの残高は、その半分超の水準に達しており、米国で広く普及していることが伺える。

グラフ1: 証券口座種類別の口座資産残高



*1: 保険・年金・定型保証、銀行預金は除く。

(出典) Cerulli Associates, Meridian IQ, Investment Company Institute, Insured Retirement Institute, VARDS, Strategic Insight/SIMFUND, Investment News, Judy Diamond, Department of Labor, PLANSPONSOR, S&P Capital IQ MMD, Financial Planning, Financial Advisor Magazine, Investment Advisor Magazine, Investment Management & Wealth Institute, WealthManagement.com, Financial Planning Association

[推計方法]

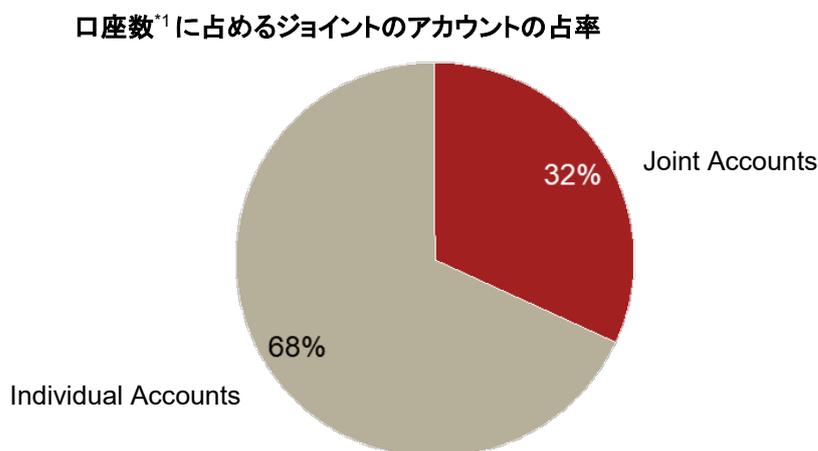
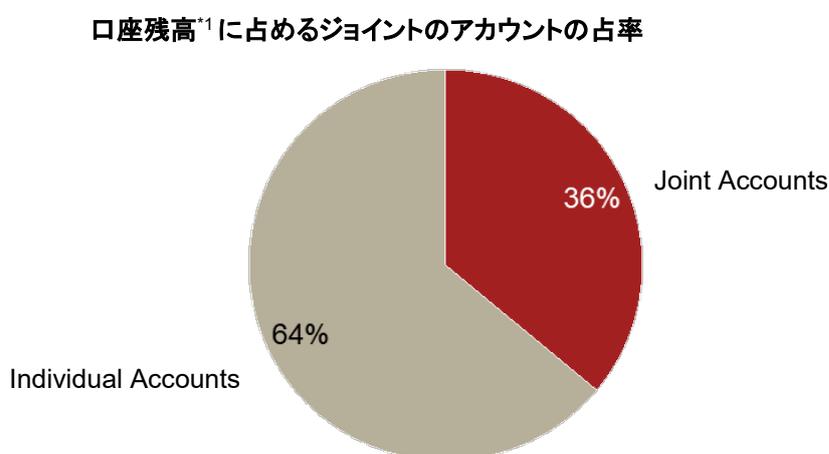
- ① 家計金融資産残高(現預金等を除く)の公表データに基づき、年金資産とその他資産に分類。
- ② 証券会社をチャンネル別に5つのクラスターにグループ化⁹⁰し、各クラスターからデータを無作為にサンプリング。
- ③ その他資産残高(①)とサンプリング(②)をもとに、ジョイント・アカウントの資産残高を推計。

⁹⁰ 分析にあたっては、チャンネルを次の5つに分類。Other National and Independent B/Dには、National and Regional B/D、Independent B/D (IBD)、Insurance B/Dの3つが含まれる。Registered Independent Advisorには、RIA、Hybrid RIAの2つが含まれる。Bank-Owned Brokerageには、Retail Bank B/D、Private Bankの2つが含まれる。それぞれのチャンネルの特徴や該当する企業例は、付録1を参照。

3.2 個人向け証券口座に占めるジョイント・アカウントの割合

個人が選択可能な証券口座に占めるジョイント・アカウントの割合を推計した。米国では、退職貯蓄や教育資金積立の口座は、個人口座であることが義務付けられており、ジョイント・アカウントとしての選択権が与えられていない。また、企業や特定の目的に使われる口座もある。これらの個人が口座開設時に選択権のない口座を除き、ジョイント・アカウントが占める割合を推計したところ、資産残高は36%、口座数は32%を占めることが推計され、米国において広く普及していることがこの分析結果からも伺える。

グラフ 2: 個人向け証券口座に占めるジョイント・アカウントの残高／口座件数の割合



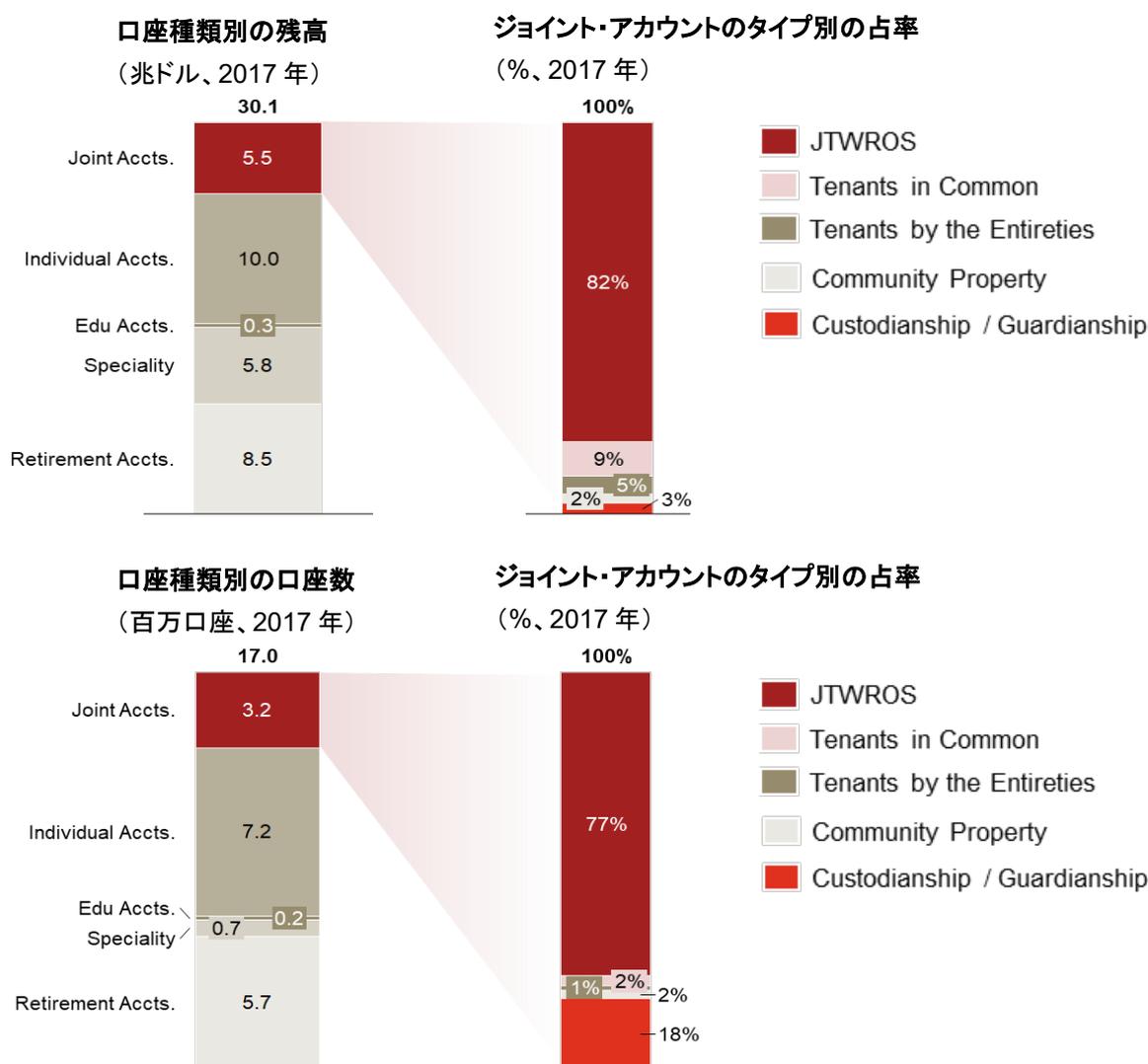
*1: 個人が選択権のある中で開設している口座を母集団としている。
(米国では、退職貯蓄や教育資金積立の口座は、個人口座(individual account)であることが義務付けられており、ジョイント・アカウントは選べないことから、退職貯蓄と教育資金積立などは母集団から除外)

(出典) Cerulli Associates, Meridian IQ, Investment Company Institute, Insured Retirement Institute, VARDS, Strategic Insight/SIMFUND, Investment News, Judy Diamond, Department of Labor, PLANSPONSOR, S&P Capital IQ MMD, Financial Planning, Financial Advisor

3.3 証券ジョイント・アカウントのタイプ別の残高/口座件数

証券ジョイント・アカウントの資産残高と各クラスターから抽出したデータをもとに、アカウント・タイプ別の資産残高を算出し、その結果を各クラスターが有する口座の割合で加重することでタイプ別の残高の占率を推計した(口座数も同様に推計)。この推計結果からは、ジョイント・アカウントの口座のタイプは、その特徴により幾つかに分かれるものの、JTWROSが資産残高の82%、口座数の77%を占めていることから、米国で最も普及しているジョイント・アカウントのタイプは、JTWROSであることが伺える。

グラフ 3: 証券ジョイント・アカウントのタイプ別の残高/口座件数の占率



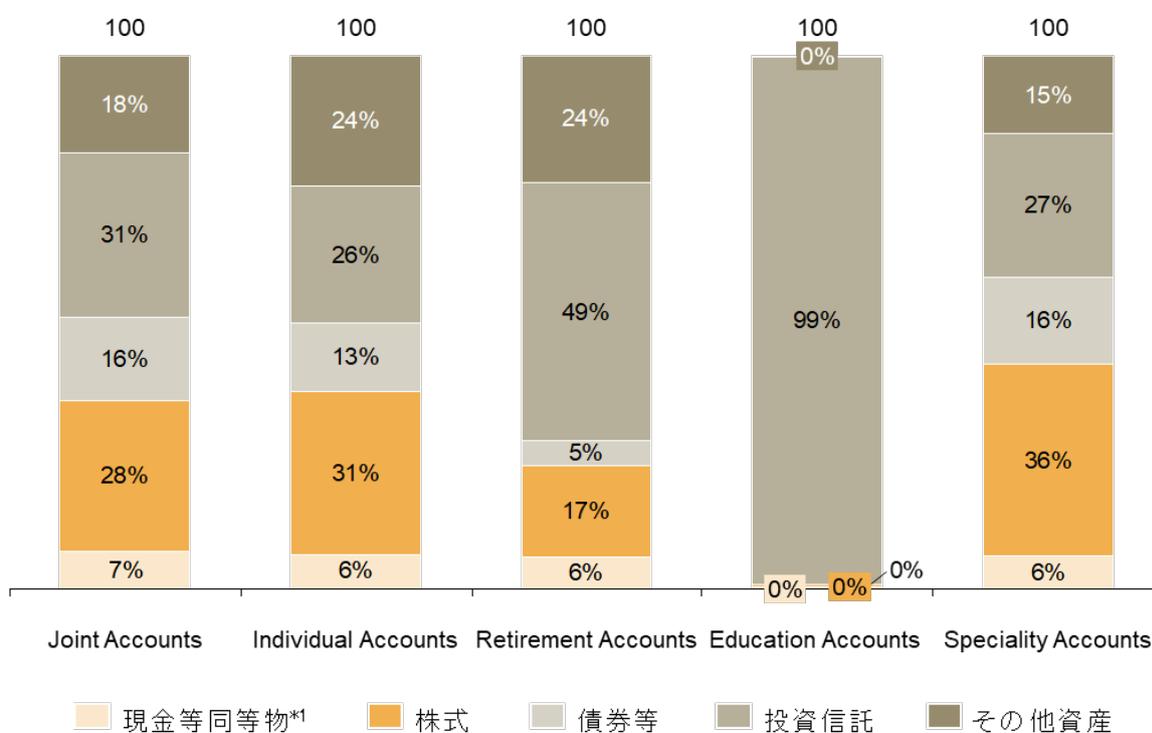
(出典) IRS, Cerulli Associates, Meridian IQ, Investment Company Institute, Insured Retirement Institute, VARDS, Strategic Insight/SIMFUND, Investment News, Judy Diamond, Department of Labor, PLANSPONSOR, S&P Capital IQ MMD, Financial Planning, Financial Advisor Magazine, Investment Advisor Magazine, Investment Management & Wealth Institute, WealthManagement.com, Financial Planning Association

3.4 証券ジョイント・アカウント内の保有資産の内訳

独自の調査データを母集団として、各口座で保有する資産の内訳を分析した。その結果、証券ジョイント・アカウント内の保有資産の分布は、個人口座と近い資産構成になっており、また、資産配分が投資信託 31%、株式 28%となっていることから、資産形成に積極的に用いられていることが伺える。

グラフ 4: 証券口座種類別の保有資産の内訳

保有資産の占率
(%)

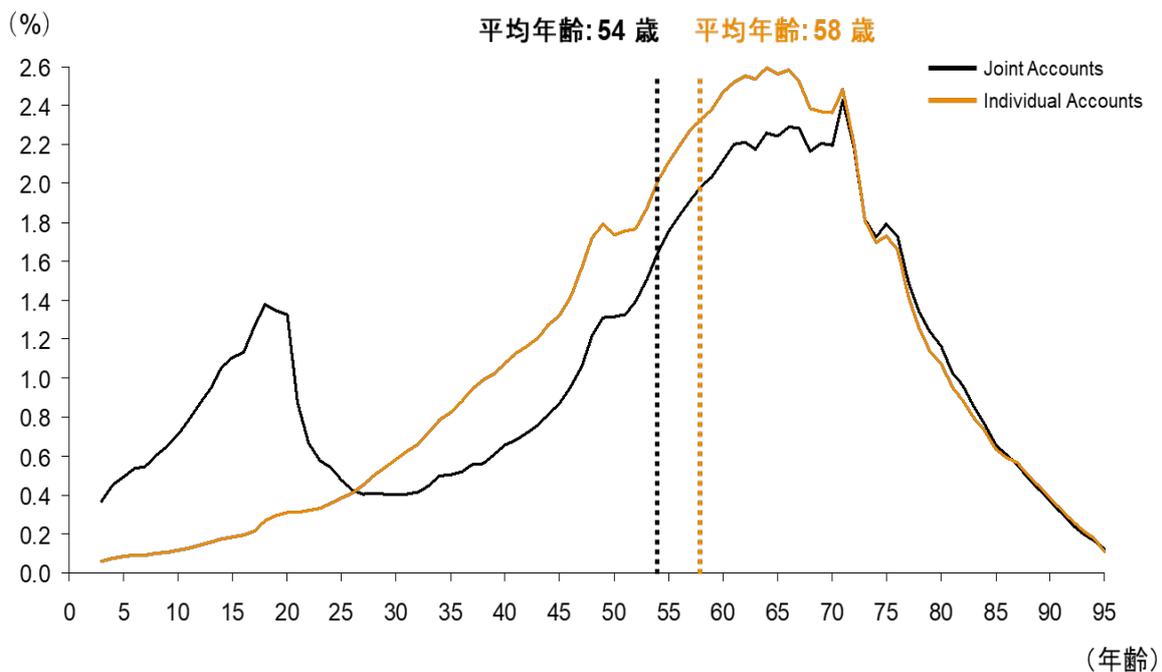


*1: 現金等物には、預り金や MMF などを含む。

3.5 証券ジョイント・アカウントの年齢構成

独自の調査データを母集団として、ジョイント・アカウントの主たる口座名義人⁹¹の年齢構成を分析した。その結果からは、ジョイント・アカウントに Custodianship(未成年が主たる口座名義人)が含まれることから、ジョイント・アカウントの年齢分布には二つの山がみられた。また、個人口座の平均年齢 58 歳であるのに対して、ジョイント・アカウントの平均年齢は 54 歳とやや平均年齢が低く出ているが、Custodianship が平均年齢を引き上げる要因となっていることが挙げられる。

グラフ 5: 証券ジョイント・アカウントと証券個人口座の年齢構成の比較



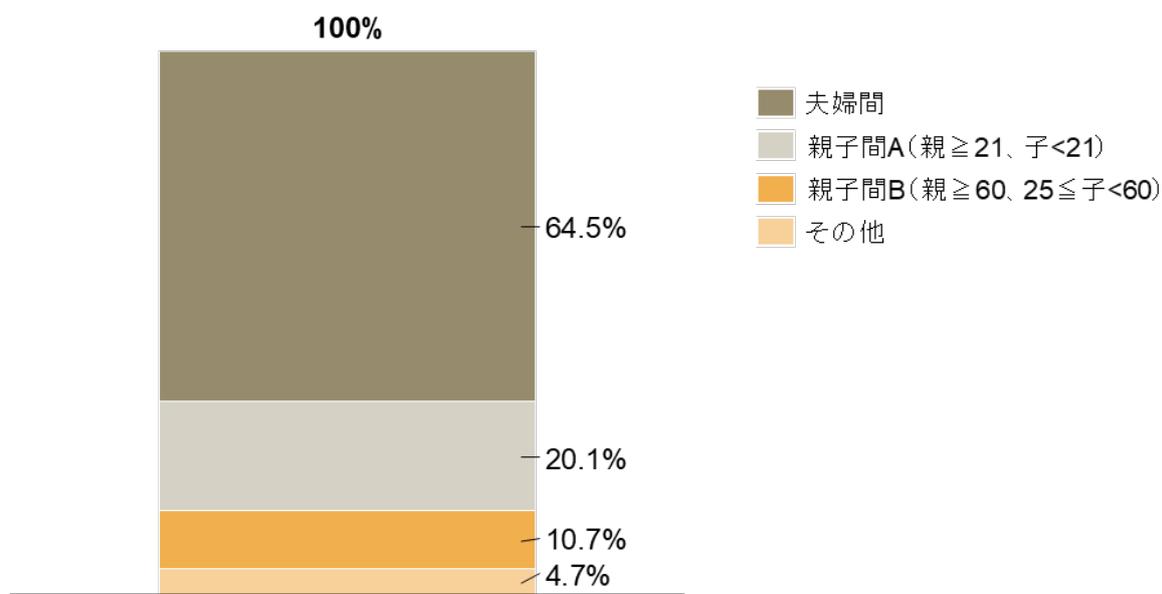
⁹¹ 証券ジョイント・アカウントの主たる口座名義人とは、証券会社の主たる口座名義人(1人)として登録されている者を指す。

3.6 証券ジョイント・アカウントの口座名義人間の関係性

独自の調査データを母集団として、ジョイント・アカウントの口座名義人間の関係性を分析した。なお、分析にあたっては、口座名義人の関係性を、①夫婦間、②親子間 A(親の年齢は 21 歳以上、子どもの年齢は 21 歳未満)、③親子間 B(親の年齢が 60 歳以上、子どもの年齢が 25 歳以上 60 歳未満)、④その他、の 4 つのカテゴリへ分類⁹²した。

この分析結果からは、ジョイント・アカウントの 64.5%は夫婦の名義であることが伺える。この結果を裏付けるかのように、ファイナンシャル・アドバイザーへのインタビューにおいても、ジョイント・アカウントの主な用途・開設目的は、日常生活における利便性のため、との回答が得られたことから、夫婦間での資産形成を目的にジョイント・アカウントを開設していることが分かる。また、親子間での口座の活用も、約 30%(20.1%+10.7%)が見られることから、Guardianship が一部含まれてはいるものの、次世代の資産形成や資産移転を目的に開設した口座も一定数あることが伺える。

グラフ 6: 証券ジョイント・アカウントの口座名義人間の関係性



⁹² 子どもの年齢が 21 歳から 24 歳の間が抜けているが、これはサンプルとなるデータ数が少なかったため、分析から除外したことによる。

4 ジョイント・アカウントの実務

4章では、米国の主要ウェルスマネジメント会社や証券会社の実務手続きにおける、ジョイント・アカウントに特徴的な手続きについて概観する。

4.1 口座の開設・移管手続きなどの概要

証券ジョイント・アカウントの口座開設手続きは、基本的には個人向けの証券口座の開設手続きとなら変わらず、証券会社は、定型的な口座開設様式⁹³と契約書面を備えている。但し、ジョイント・アカウントの場合には、口座名義人と証券会社との間の契約書面は、その口座を共有するすべての口座名義人に適用される。

ある証券会社から別の証券会社へ口座を移す手続きは、個人口座とジョイント・アカウントでは基本的には変わらない。なお、口座移管手続きについては、SECが投資家向けにガイドライン⁹⁴を提示している。

ジョイント・アカウントは、その口座の持分関係から個人向け口座への転換はできないため、個人向け口座への転換を希望するジョイント・アカウントの口座名義人がいる場合には、証券会社は基本的には新たな口座開設を推奨している。なお、CustodianshipやGuardianshipの口座は、個人向け口座への転換が可能である。但し、Guardianshipについては、裁判所の承認が必要となる。

また、JTWROS、Tenants by the Entireties、Community Propertyの口座では、口座名義人の追加・削除もその性質上行うことができない。Tenants in Commonの口座のみ、その持分の譲渡を受け、口座名義人となることができる。

なお、ジョイント・アカウントの口座名義人すべてが同意すれば、ジョイント・アカウントは解消することができる。その場合、口座内の資金・資産は、口座名義人間で分配され、各個人は、各々が口座を開くことを選択することができる。

ジョイント・アカウントは、すべての口座名義人が管理権限を有しており、各口座名義人に資金を引き出す権限や取引権限が与えられている。しかし、実際には、明らかにすべての口座名義人の利益とはならないような活動とみなされる場合には、証券会社が取引を制限することもあるようだ。例えば、証券会社では、ジョイント・アカウントからの説明のつかない

⁹³ 米金融取引業規制機構(Financial Industry Regulatory Authority)は、口座開設様式のテンプレートを提供している。テンプレートは付録2に掲載：<http://www.finra.org/industry/new-account-application-template> を参照。

⁹⁴ SEC, Investor Publications, Transferring your Brokerage Account: Tips on Avoiding Delays: <https://www.sec.gov/reportspubs/investor-publications/investorpubsacctxferhtm.html> を参照。

大量の資金引き出しを遅らせる、他の口座名義人に注意喚起する、などの対応を行うことがある。

また、口座名義人の一人が死亡した場合、証券会社は、一時的に口座の取引活動を制限し、顧客に対し、被相続人の氏名を口座から削除するために必要な手続を完了するよう推奨することもある。

4.2 データマネジメント

ジョイント・アカウントのデータマネジメントも、個人向け口座と基本的には同じである。

口座開設後、各顧客は、自分の口座にアクセスする権限とパスワードを付与される。個人向け口座の場合は、1口座につき、1アクセス権が付与されるが、ジョイント・アカウントの場合は、口座名義人の数に応じたアクセス権が付与されるのが特徴といえる。

なお、ジョイント・アカウントのデータベース運用においては、1口座＝1顧客ではないことから、一般的に2つの異なるデータベースが必要となる。顧客情報を持つデータベースと口座情報を持つデータベースである。基本的な情報は口座開設時に収集され、定期的に更新される。

4.3 本人確認とマネー・ロンダリング対策

ジョイント・アカウントの本人確認(Know Your Customer、以下「KYC」)、マネー・ロンダリング対策(Anti-Money Laundering、以下「AML」)に関する手続きは、口座名義人全員のKYC手続きを実施する必要があるものの、そのプロセス自体は個人口座と同じである。

典型的なKYC手続きは、5つのプロセスから構成されている。すなわち、顧客受入、顧客管理(Customer Due Diligence)、(必要に応じた)より厳格な顧客管理(Enhanced Due Diligence)、スクリーニング、並びにその他顧客調査の5つである。

各プロセスの目的は、顧客に関する基本的な情報を収集しつつ、顧客の状況を確認することである。具体的には、顧客が誰で、どのような人物か、どのような取引目的を有しているのか、金融活動(資金・取引の流れ)はどのような状態にあるのか、の情報を収集し、それらの情報をもとに、関連するすべてのリスクを識別することである。

金融機関の顧客担当者が、基本的には顧客情報の管理、更新およびモニタリングの責任を負う。KYC全体の信頼性を維持するためには、タイムリーな情報の更新が不可欠であり、そのためには顧客に対して定期的に行う継続的顧客管理が必要である。

4.4 その他の実務(取引報告・証拠金の取扱い、高齢顧客への対応)

取引報告書の取扱い

証券ジョイント・アカウントの取引報告書は、基本的には主たる口座名義人に送付される。しかし、多くの証券会社では、要求があれば、他の口座名義人に追加の取引報告書を送付している。加えて、多くの証券会社では、オンラインでの取引報告書の確認が可能となっている。

証拠金の取扱い

証券ジョイント・アカウントで、追加証拠金の差し入れが発生した場合、その原因となった取引を行った口座名義人にかかわらず、すべての口座名義人が、追加証拠金の支払いについて連帯して責任を負う。

高齢顧客への対応

証券ジョイント・アカウントについての考察とはやや異なる観点ではあるが、ベビーブーム世代が急速に高齢化するなど、米国の人口構成が大きく変化しつつある中で、シニア世代を狙った詐欺や金銭的搾取が米国でも深刻な問題となっている。

米金融取引業規制機構(Financial Industry Regulatory Authority、以下「FINRA」)では、この問題を認識し、積極的にシニア世代への啓発・保護に取り組んでいる⁹⁵。その一例として、FINRAが2017年3月に導入した規則2165⁹⁶が挙げられる。これは、高齢顧客が行おうとしている取引内容を合理的に疑う理由がある場合、証券会社は口座からの資金出納や証券の売却を一時的に停止することができることを定めた規則であり、65歳以上の投資者または判断能力が不十分とみなされる投資者に適用される。

また、FINRAは、顧客口座情報に関する規則4512⁹⁷も同様の観点から改正した。改正後の規則では、証券会社は口座開設時に「信頼できる連絡先のうち、顧客の口座について連絡を受ける可能性のある者の氏名および連絡先(18歳以上)」を取得するための対応を課しており、各証券会社は、口座開設様式に「Trusted Contact」の欄を設けている。証券会社は、口座開設時に、「Trusted Contact」の記入を顧客へ促すとともに、顧客情報更新時の情報取得に努めている。詐欺や金銭的搾取の懸念がある場合には、取引内容なども含

⁹⁵ Protecting Seniors From Financial Exploitation: <http://www.finra.org/investors/highlights/protecting-seniors-financial-exploitation> と <http://www.finra.org/industry/senior-investors> を参照。

⁹⁶ Regulatory Notice 17-11, Financial Exploitation of Seniors: <http://www.finra.org/sites/default/files/Regulatory-Notice-17-11.pdf> を参照。

⁹⁷ FINRA Manual: 4512. Customer Account Information: http://finra.complinet.com/en/display/display_main.html?rbid=2403&element_id=9958 を参照。

めた情報が証券会社から「Trusted Contact」へ共有される。なお、「Trusted Contact」は、顧客にとっては任意記入項目である。証券会社は記入を促すものの、記入しなければ口座を開設できないというものではないため、記入するか否かの判断は顧客に委ねられている。

5 米国ジョイント・アカウント制度の日本への示唆等

5章では、日本の金融サービス業界が直面している高齢化の課題・リスクの概要に触れるとともに、米国における証券ジョイント・アカウントの制度を踏まえて、日本の金融サービス多様化に向けた活用と論点を確認する。

5.1 米国ジョイント・アカウント制度からの示唆

日本の金融サービス業界は、高齢化のリスクに直面している。金融庁が検討をすすめている『高齢社会における金融サービスのあり方⁹⁸』の『中間的なとりまとめ』では、高齢化の課題として、長寿化の進展、金融資産の伸び悩み、資産の高齢化（家計金融資産の約3分の2を60歳以上の世帯が保有する等）、などが挙げられている。

リスクとしては、2035年には有価証券保有者のうち70歳以上の割合が50%となり、65歳以上の認知症患者の割合も最大で3人に1人となる可能性が示され、その結果、有価証券全体のうち、最大で15%を認知症患者が保有する可能性を示唆している。加えて、認知能力・判断能力の低下等に伴い、資産構成を状況に応じて効果的に変更できなくなる家計の資産構成の硬直化、などが挙げられている。

これらの課題・リスク分析をもとに様々な検討がなされており、その中では、長生きへの備えと資産継承などに対応すべく金融サービスの多様化の必要性が示されている。

また、今後の長寿化の進展および公的年金の所得代替率が低下していくことを想定すると、老後資金として蓄積すべき資産は若年層ほど増加してくることが見込まれている。このことを踏まえれば、世代間の資産移転を促し、早期から若年層の資産形成を支える仕組みの重要性が増してくることは想像に難くない。

ここまでの米国の証券ジョイント・アカウントに関する考察から日本への証券ジョイント・アカウント導入により、親子間で共有することによる家計金融資産の硬直化の防止（資産の有効活用）や次世代への資産移転の促進へ向けた活用、また家族間（夫婦・親子間）で共有することにより日常的かつ柔軟な投資手段としての活用（証券市場へアクセスする層の拡大や活性化）が見込まれる。

また、日本での導入を検討する際には、より高齢社会の金融サービスに沿った設計にすることも考えられる。例えば、親子間での証券ジョイント・アカウント開設に際して、親世代が高齢の場合には、その資産を詐欺・金銭的搾取から保護する観点などが挙げられる。具体的には、まず、親子間のジョイント・アカウントを開設することで、親、子どもの双方が口座へのアクセス権を有することから、相互に状況を確認できる。また、口座開設に際して、

⁹⁸ 金融庁、高齢社会における金融サービスのあり方：<https://www.fsa.go.jp/policy/koureisyakai/koureishakai.html> を参照。

FINRA の規則 2165 を参考にし、高齢顧客が行おうとしている取引内容を疑う合理的な理由がある場合、証券会社が取引を一時的に停止することができる措置の導入を検討するとともに、FINRA の規則 4512 の Trusted Contact の考え方を参考に、口座を共有する名義人(子)へ連絡する仕組みを実務面で導入することで、高齢顧客(親)を詐欺・金銭的搾取から守る、などの活用も視野に入れることができる。

上述の通り、日本における証券ジョイント・アカウントの活用は、高齢社会における金融サービスの多様化の方策の一つとして検討に値すると思われる。当然ながら、ジョイント・アカウントは米国の制度のもとで成り立つ仕組みであり、金融サービスの多様化の一環として、日本への導入を検討するにあたっては、目的に沿った関連法令等の見直しが必要となる可能性がある。次節以降では、関連すると思われる法制度における論点を確認する。

5.2 民法における論点

民法では、共有物、相続についての基本的な考え方を規定しているものの、様々な判例に基づく解釈や見解がある。そのため、本節では民法の解釈や見解についての法的な論点ではなく、米国ジョイント・アカウント制度と比較した際の制度の違いに着目する。

米国で最も普及している JTWRROS と現行の民法を比較した際に、その最も大きな違いは、「生存者権」の有無にあるといえる。

米国では、一方の共有者死亡時に、他方の共有者がその持分を引き継ぐ「生存者権」が認められている。また、生存者権が付されたジョイント・アカウントを開設し資産を形成する行為は、一方の口座名義人の死亡時にその持分を他方の口座名義人へ移転することを前提としている。その前提から口座名義人は、その口座持分を遺言により譲渡することは認められていない。また、プロベートを経ずに生存者権を有する口座名義人へ財産が移転するため、相続(検認)手続きの対象外となる。

これまで見てきたように、米国でジョイント・アカウントを利用する利点は、日常的な共有の利便性に加えて、「生存者権」によってプロベートを経ずに(非検認財産として)財産の移転ができることが挙げられる。そのため、ジョイント・アカウント制度を日本に導入するにあたっては、この「生存者権」の取扱いが論点となる可能性がある。

5.3 税法における論点

米国のジョイント・アカウントにおける税制と日本の税制との比較にあたっては、資産の世代間移転や資産形成の観点から、贈与税と遺産税に着目する。

贈与税については、米国のジョイント・アカウント制度に関連する税制の主な特徴として、口座内の金銭を引き出したタイミングを贈与とみなすこと、配偶者控除の制限がないこと、受贈者ではなく贈与者が贈与税を負担すること、が挙げられる。

遺産税については、11.4 百万ドル(2019 年時点)の個人毎の生涯控除が設けられていること、配偶者控除の制限がないこと、がその主な特徴として挙げられる。対象となる財産は、被相続人が死亡時に所有していた、または持分を有していたすべての財産である。「生存者権」は、プロバートを経ずに財産移転を可能とするものの、すべての財産移転は遺産税の計算対象となる。相続財産から納税する考え方は、日米ともに変わらないものの、日本の基礎控除は一定金額に定められているのに対して、米国では 2 章で詳述した通り、遺贈する側が有する生涯控除(贈与税と遺産税の統一された控除の枠組み)を超えた金額が課税される。

上述のように、税制における日米の様々な違いはあるものの、その最たる違いは、日本の相続税と米国の遺産税における控除の金額設定にあるといえる。日本の基礎控除が 3,000 万円＋法定相続人×600 万円であるのに対して、米国は減税・雇用法により 11.4 百万ドル(2019 年時点)に時限的に引き上げられてはいるものの、同法の施行前でも生涯控除は約 5 百万ドルと日本の 10 倍⁹⁹を超える水準に設定されていた。また、2011 年からは既に亡くなった配偶者の未使用の生涯控除枠を、生存している配偶者が一定の条件下で引き継ぐことも認められている。近年では、日本も生前贈与の制度を拡充しているものの、控除の金額的規模の差は依然として大きい。

このことから、証券ジョイント・アカウントを活用して資産の世代間移転や資産形成を促す観点では、相続によって資産形成が途切れることのないよう、税の枠組みを検討していくことが論点として考えられる。

5.4 金融商品取引法・犯罪収益移転防止法における論点

金融商品取引法

4 章の米国の証券ジョイント・アカウントの実務を鑑みると、金融商品取引法の関係する領域としては、証券会社の顧客への対応が想定される。具体的には、口座名義人が複数いる場合の契約締結前・契約締結時等の書面交付、適合性原則の規定が該当するが、金融商品取引法上では、顧客(口座名義人)の単数・複数については定めがない。このことから、複数名義人への対応が論点となる可能性がある。

⁹⁹ 日本の基礎控除を 4,800 万円(法定相続人が 3 人(配偶者、子 2 人)の場合)と仮定して比較。

犯罪収益移転防止法

犯罪収益移転防止法の関連する領域としては、証券会社の顧客への本人確認とマネー・ローンダリング対策への対応が想定される。具体的には、口座名義人の本人特定事項、取引を行う目的等の確認である。犯罪収益移転防止法上においても、金融商品取引法と同様に顧客(口座名義人)の単数・複数については定めがない。このことから、複数名義人への対応が論点となる可能性が考えられる。

なお、金融機関の実務としても複数名義人への本人確認、マネー・ローンダリング対策への対応が必要となると考えられ、犯罪収益移転防止法以外にも、各金融機関は、金融庁より公表されている「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」への準拠が必要となる。

5.5 その他の論点

高齢顧客の保護

金融サービス(証券取引)における高齢顧客の保護については、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針¹⁰⁰に「高齢顧客に対する投資勧誘においては、適合性の原則に基づいて、慎重な勧誘・販売態勢を確保するとともに、問題のある勧誘・販売を早期に発見するためのモニタリング態勢を整備する必要がある」旨が示されている。

4章で考察したように、FINRAは、高齢顧客が行おうとしている取引内容を合理的に疑う理由がある場合、証券会社が取引を一時的に停止する規定(FINRA規則2165)、Trusted Contactの情報取得に証券会社が努める規定(FINRA規則4512)を導入しており、適合性原則から一步踏み込んだ高齢顧客の保護への取り組みを進めていることが伺える。

5.1節にて考察したように、ジョイント・アカウントは、高齢顧客保護としての活用可能性も想定されることから、高齢顧客の保護への対応は論点と考えられる。

ジョイント・アカウントの保護

基本的には、投資者保護基金は一般的な有価証券の取引をその保護の対象としているものの、ジョイント・アカウントのように証券口座の名義人が複数いる場合の対応についての規定¹⁰¹は見受けられなかった。このことから、複数名義人への対応が論点となる可能性

¹⁰⁰ 金融庁、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(平成30年4月)
<https://www.fsa.go.jp/common/law/index.html> を参照。

¹⁰¹ 投資者保護基金: <http://jipf.or.jp/about/index.html#anc-05> を参照。

が考えられる。なお、2.1.7 節で記載の通り、米 SIPC は、ジョイント・アカウントを口座名義人の人数にかかわらず、単一の口座として取り扱っている。

おわりに

本調査は、高齢社会における金融サービスの在り方を検討する上で、米国における証券ジョイント・アカウントの制度に着目し、米国における制度や実態を中心に考察を行った。その結果、ジョイント・アカウントの簡便性や利便性から、日常的に活用されていること、米国の税制下では中間所得層の世代間資産移転の手段としても活用可能であり、日本の金融サービスの多様化に向けた様々な示唆を内包しているといえる。

本調査では、日本への導入における主な論点として、ジョイント・アカウントの特徴である「生存者権」、資産の世代間移転や資産形成を促す観点から税の枠組み、の2つに着目した。

ジョイント・アカウントの本格的な導入を検討するにあたっては、上述以外にも様々な論点や実務における検討点があると思われる。しかしながら、家計金融資産の硬直化の防止、次世代への資産移転の促進、日常かつ柔軟な投資手段としての活用、シニア世代の詐欺・金銭的搾取への対応などへの活用可能性が見込まれることから、米国の制度そのものではなく、日本の課題や目的に沿った形でのジョイント・アカウントの導入は、金融サービス多様化の一環として検討に値するものと思われる。

付録

付録 1: 証券会社のチャネルの概要

チャネル	金融資産残高 (兆ドル)	概要	該当企業例
Wirehouse	7.2	ウォール街の投資銀行業務、機関投資家向け業務を有し、都心部のマネーセンターとして深く浸透している全国規模の証券会社を指す。 ファイナンシャル・アドバイザーを従業員として雇用している。	Merrill Lynch Global Wealth Management, Morgan Stanley Wealth Management, Wells Fargo Advisors, UBS Wealth Management Americas
National and Regional Brokerage / Dealer (B/D)	3.2	全国規模または地域でのプレゼンスが高く、リテールのファイナンシャル・アドバイザー網を有する証券会社を指し、地域やコミュニティとのつながりの強いブティック系なども広く含まれる。 ファイナンシャル・アドバイザーを従業員として雇用している。	RBC Wealth Management, Edward Jones, Robert W. Baird, Stifel Nicolaus, Raymond James & Associates
Independent B/D (IBD)	2.8	独立系の証券会社を指し、ファイナンシャル・アドバイザーは、従業員ではなく、独立した立場で証券会社と契約している。 ファイナンシャル・アドバイザーが属する組織は、個人事業主から小規模(5人程度)の組織まで、形態も様々である。	LPL Financial, Advisor Group, Cetera, Cadaret Grant, Commonwealth Financial Network
Insurance B/D	0.9	保険会社系の証券会社を指す。 ファイナンシャル・アドバイザーは、従業員/代理店/独立した事業主など、形態も様々である。	AXA Advisors, NYLIFE Securities, MML Investor Services, Signator Investors (John Hancock)
Independent Registered Investment Advisor (RIA)	3.0	RIA は、基本的には米証券取引委員会に登録をしている投資助言アドバイザーを指す。その定義 ¹⁰² は、証券に関する助言の提供、レポートや分析の発行、それを業として報酬を得ること、とされている。 RIA の組織形態は、企業から個人事業主まで様々ではあるが、特定の証券会社と提携はせず独立しており、顧客への助言を通じて顧客から報酬を得ている。	-

¹⁰² 15 U.S. Code § 80b-2(11) : <https://www.law.cornell.edu/uscode/text/15/80b-2> を参照。

チャンネル	金融資産残高 (兆ドル)	概要	該当企業例
Hybrid RIA	1.7	RIAとして独立して業務を営みつつ、証券会社とも提携をしている形態を指す。 RIAとしての報酬を主な収入としつつも、証券会社からの手数料収入も得ている。 なお、証券会社に属しており、独立していないRIAはここには含まない。	-
Retail Bank B/D	1.5	銀行のリテール向けに展開している部門を指し、信託部門、プライベート・バンク部門やTPM ¹⁰³ 部門は除く。 一般的にはファイナンシャル・アドバイザーを従業員として雇用しているが、TPMの従業員、またはTPMと契約している独立したファイナンシャル・アドバイザーも想定される。	Chase Private Client, Citi Personal Wealth Management, Wells Fargo BBA (branch-based advisors), Fifth Third Securities, Cetera Financial Institutions
Private Bank	2.9	個人預金や貸出業務を主業務とする銀行ではなく、ウェルスマネジメント、投資管理、投資銀行業務等の業務能力を有している銀行を指す。 多くのプライベート・バンクは全国展開しているものの、富裕層を対象とした特定の市場でのみ業務を行っている。	J.P. Morgan Private Bank, Citi Private Bank, Deutsche Private Wealth Management, Wilmington Trust
Direct	6.9	ダイレクト・チャンネルを指す。オンラインで直接口座を開設する形態である。 顧客への個別の投資アドバイスは行われず、全社的な枠組みの中で情報が提供される(市場動向やレポートなどをオンラインで掲載)。	Schwab, TD Ameritrade, E*TRADE

¹⁰³ Third Party Marketing Firms。外部の小規模な金融機関などへ証券仲介に関わるサービスを提供することを指す。

付録 2:口座開設様式の FINRA テンプレート

	Brokerage ABZ 153 Securities Way, Suite 1001 Richmond, VA 00150 215.231.5543 www.brokerageabz.com
<p>About this Application</p> <p>This is a Retail Brokerage Account Application. Please read it carefully, as you will select products and services, tell us how you want to communicate with us, and agree to certain provisions that will govern our relationship. When we accept it, this Application and all accompanying or supplemental documents form the entire Agreement between us for this account.</p> <p>Unless otherwise indicated in this Application, the words "you," "your," "yourself," and "yours" mean the applicant(s). The words "we," "us," and "our" mean (Brokerage ABZ, 153 Securities Way, Suite 1001, Richmond, VA 00150) and our branches, subsidiaries, and affiliates.</p> <p>Getting Started</p> <p>Please complete and sign this Application, along with any required supplemental forms identified through this application process.</p> <p>In order to complete this Application, you will need some or all of the following information:</p> <ul style="list-style-type: none">• Identification information, such as a driver's license, passport, or another type of government-issued identification• Social Security Number• Federal tax information• Information about your annual income, debt, expenses, and net worth• Trusted contact person information• [Firms can include other relevant documents or information] <p>The above information helps us comply with various securities regulations and rules and the USA PATRIOT Act, a Federal law that requires all securities firms to obtain, verify, and record information that identifies each applicant. The information also helps us more fully understand your investment profile and identify what types of investments or strategies may be suitable for you. Please note: if we cannot verify the information you provide, we may be required to restrict or deny your account.</p> <p>Please remember to notify us if you experience a significant life change, such as the birth of a child, marriage, divorce, death of a spouse, loss of a job, change in financial situation, etc.</p>	
1 Select An Account	
<p>Account Type</p> <p><input type="checkbox"/> Individual Account</p> <p><input type="checkbox"/> Joint Account (more than one account holder)</p> <p>[Firms should include the appropriate joint account types consistent with the states in which they are doing business, e.g., Tenants by the Entirety, Joint Tenants with Right of Survivorship, Community Property, Tenants In Common, etc.]</p> <p>Other Accounts</p> <p>Do you have other accounts with us? <input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No</p>	
<small>BROKERAGE ACCOUNT APPLICATION (RETAIL) [Firms: Insert form number here]</small>	

2 Please Tell Us About Yourself

Primary Applicant

Contact Information

Mr. Mrs. Ms. Dr. **Suffix** Sr. Jr.

First Name Middle Name Last Name

Permanent Address Apt/Suite No.

City State ZIP Code Country

Work Phone Home Phone Mobile Phone Email Address

Please check if you have been at your current home address for less than one year.

Mailing Address (if different from above) Apt/Suite No.

City State ZIP Code Country

Are you:

Single Married Domestic Partner Divorced Widowed Number of Dependents: _____

Employment Status

Are you currently:

Employed Self-Employed Not Employed Retired Student Other:

Job Title Occupation

Employer Years with this Employer

Business Address Apt/Suite No.

City State ZIP Code Country

USA PATRIOT Act Information (Required by Federal law—See page 1)

All applicants please provide the information below. Non-resident aliens, also include a completed W-8BEN.

Date of Birth (mm/dd/yyyy) Social Security or Taxpayer ID No. Country of Citizenship

ID No. (Select one): Driver's License Passport State ID Other Government-Issued ID Place/Country of Issuance

Issue Date (mm/yyyy) Expiration Date (mm/yyyy) Country of Tax Residence (if different than country of citizenship)

2 Please Tell Us About Yourself—CONTINUED

Trusted Contact Person Information (optional)

This voluntary template reflects FINRA Rule 2165 (Financial Exploitation of Specified Adults) and amendments to FINRA Rule 4512 (Customer Account Information) relating to financial exploitation of seniors. Please note that Rule 2165 and the amendments to Rule 4512 went into effect on February 5, 2018.

By choosing to provide information about a trusted contact person, you authorize us to contact the trusted contact person listed below and disclose information about your account to that person in the following circumstances: to address possible financial exploitation, to confirm the specifics of your current contact information, health status, or the identity of any legal guardian, executor, trustee or holder of a power of attorney, or as otherwise permitted by FINRA Rule 2165 (Financial Exploitation of Specified Adults).

Mr. Mrs. Ms. Dr. **Suffix** Sr. Jr.

_____		_____	_____
First Name	Middle Name	Last Name	
_____			_____
Address			Apt/Suite No.
_____	_____	_____	_____
City	State	ZIP Code	Country
_____	_____	_____	_____
Work Phone	Home Phone	Mobile Phone	Email Address
Relationship to Primary Applicant/Co-Applicant: _____			

2 Please Tell Us About Yourself—CONTINUED

All Applicants

Industry and Other Affiliations

<p><i>Primary Applicant</i></p> <p><input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No</p> <p><input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No</p> <p><input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No</p>	<p><i>Co-Applicant</i></p> <p><input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No</p> <p><input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No</p> <p><input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No</p>	<p><i>Are you, your spouse, or any other immediate family members, including parents, in-laws, siblings and dependents:</i></p> <p>Employed by or associated with the securities industry (for example, a sole proprietor, partner, officer, director, branch manager, registered representative or other associated person of a broker-dealer firm) or a financial services regulator?</p> <p>If yes, please specify entity below. If this entity requires its approval for you to open this account, please provide a copy of the required authorization letter (with this Application).</p> <p><input type="checkbox"/> Broker-Dealer or Municipal Securities Dealer <input type="checkbox"/> Investment Adviser <input type="checkbox"/> FINRA or other Self Regulatory Organization* <input type="checkbox"/> State or Federal Securities Regulator (*Including a national securities exchange, registered securities association, registered clearing agency or the Municipal Securities Rulemaking Board.)</p> <p>Name of entity(ies): _____</p> <p>An officer, director or 10% (or more) shareholder in a publicly-owned company? Name of company and symbol: _____</p> <p>A senior military, governmental or political official in a non-US country? Name of country: _____</p> <p><small>[Firms may consider whether to include this question in the context of their risk assessment procedures and the products and services they offer.]</small></p>
---	--	--

Financial Situation and Needs, Liquidity Considerations, and Tax Status

Please tell us your best estimate as to:

ANNUAL INCOME ¹ (from all sources)	NET WORTH ² (excluding your residence)	LIQUID NET WORTH ³	TAX RATE (highest marginal)
<input type="checkbox"/> \$25,000 and under	<input type="checkbox"/> \$25,000 and under	<input type="checkbox"/> \$25,000 and under	<input type="checkbox"/> 0-15%
<input type="checkbox"/> \$25,001-50,000	<input type="checkbox"/> \$25,001-50,000	<input type="checkbox"/> \$25,001-50,000	<input type="checkbox"/> 16-25%
<input type="checkbox"/> \$50,001-100,000	<input type="checkbox"/> \$50,001-200,000	<input type="checkbox"/> \$50,001-200,000	<input type="checkbox"/> 26-30%
<input type="checkbox"/> \$100,001-250,000	<input type="checkbox"/> \$200,001-500,000	<input type="checkbox"/> \$200,001-500,000	<input type="checkbox"/> 31-35%
<input type="checkbox"/> \$250,001-500,000	<input type="checkbox"/> \$500,001-1,000,000	<input type="checkbox"/> \$500,001-1,000,000	<input type="checkbox"/> Over 35%
<input type="checkbox"/> Over \$500,000	<input type="checkbox"/> \$1,000,001-3,000,000	<input type="checkbox"/> \$1,000,001-3,000,000	
	<input type="checkbox"/> Over \$3,000,000	<input type="checkbox"/> Over \$3,000,000	

ANNUAL EXPENSES ⁴ (recurring)	SPECIAL EXPENSES ⁵ (future, non-recurring)	LIQUIDITY NEEDS
<input type="checkbox"/> \$50,000 and under	<input type="checkbox"/> \$50,000 and under	The ability to quickly and easily convert to cash all or a portion of the investments in this account without experiencing significant loss in value from, for example, the lack of a ready market, or incurring significant costs or penalties is (check one)
<input type="checkbox"/> \$50,001-100,000	<input type="checkbox"/> \$50,001-100,000	
<input type="checkbox"/> \$100,001-250,000	<input type="checkbox"/> \$100,001-250,000	
<input type="checkbox"/> \$250,001-500,000	<input type="checkbox"/> \$250,001-500,000	
<input type="checkbox"/> Over \$500,000	<input type="checkbox"/> Over \$500,000	
	Timeframe for special expenses: <input type="checkbox"/> Within 2 years <input type="checkbox"/> 3-5 years <input type="checkbox"/> 6-10 years	

¹ Annual income includes income from sources such as employment, alimony, social security, investment income, etc.

² Net worth is the value of your assets minus your liabilities. For purposes of this application, assets include stocks, bonds, mutual funds, other securities, bank accounts, and other personal property. Do not include your primary residence among your assets. For liabilities, include any outstanding loans, credit card balances, taxes, etc. Do not include your mortgage.

³ Liquid net worth is your net worth minus assets that cannot be converted quickly and easily into cash, such as real estate, business equity, personal property and automobiles, expected inheritances, assets earmarked for other purposes, and investments or accounts subject to substantial penalties if they were sold or if assets were withdrawn from them.

⁴ Annual expenses might include mortgage payments, rent, long-term debts, utilities, alimony or child support payments, etc.

⁵ Special expenses might include a home purchase, remodeling a home, a car purchase, education, medical expenses, etc.

2 Please Tell Us About Yourself—CONTINUED

Investment Risk Tolerance

Investing involves risk. Different investment products and strategies involve different degrees of risk. The higher the expected returns of a product or strategy, the greater the risk that you could lose most of your investment. Investments should be chosen based on your objectives, timeframe, and tolerance for market fluctuations.

Please select the degree of risk you (and any co-applicants, if applicable) are willing to take with the assets in this account.

- Conservative.** I want to preserve my initial principal in this account, with minimal risk, even if that means this account does not generate significant income or returns and may not keep pace with inflation.
- Moderately Conservative.** I am willing to accept low risk to my initial principal, including low volatility, to seek a modest level of portfolio returns.
- Moderate.** I am willing to accept some risk to my initial principal and tolerate some volatility to seek higher returns, and understand I could lose a portion of the money invested.
- Moderately Aggressive.** I am willing to accept high risk to my initial principal, including high volatility, to seek high returns over time, and understand I could lose a substantial amount of the money invested.
- Significant Risk.** I am willing to accept maximum risk to my initial principal to aggressively seek maximum returns, and understand I could lose most, or all, of the money invested.

Financial Investment Experience

We are collecting the information below to better understand your investment experience. We recognize your responses may change over time as you work with us.

Please check the boxes that best describe your investment experience to date.

Investment	Years experience			Transactions per year (excluding automatic investments)		
Mutual Funds/ Exchange Traded Funds	<input type="checkbox"/> 0	<input type="checkbox"/> 1-5	<input type="checkbox"/> Over 5	<input type="checkbox"/> 0-5	<input type="checkbox"/> 6-15	<input type="checkbox"/> Over 15
Individual Stocks	<input type="checkbox"/> 0	<input type="checkbox"/> 1-5	<input type="checkbox"/> Over 5	<input type="checkbox"/> 0-5	<input type="checkbox"/> 6-15	<input type="checkbox"/> Over 15
Bonds	<input type="checkbox"/> 0	<input type="checkbox"/> 1-5	<input type="checkbox"/> Over 5	<input type="checkbox"/> 0-5	<input type="checkbox"/> 6-15	<input type="checkbox"/> Over 15
Options	<input type="checkbox"/> 0	<input type="checkbox"/> 1-5	<input type="checkbox"/> Over 5	<input type="checkbox"/> 0-5	<input type="checkbox"/> 6-15	<input type="checkbox"/> Over 15
Securities Futures	<input type="checkbox"/> 0	<input type="checkbox"/> 1-5	<input type="checkbox"/> Over 5	<input type="checkbox"/> 0-5	<input type="checkbox"/> 6-15	<input type="checkbox"/> Over 15
Annuities	<input type="checkbox"/> 0	<input type="checkbox"/> 1-5	<input type="checkbox"/> Over 5	<input type="checkbox"/> 0-5	<input type="checkbox"/> 6-15	<input type="checkbox"/> Over 15
Alternative ⁶	<input type="checkbox"/> 0	<input type="checkbox"/> 1-5	<input type="checkbox"/> Over 5	<input type="checkbox"/> 0-5	<input type="checkbox"/> 6-15	<input type="checkbox"/> Over 15
Margin	<input type="checkbox"/> 0	<input type="checkbox"/> 1-5	<input type="checkbox"/> Over 5			

⁶ May include structured products, hedge funds, etc.

Decision-Making (check all that apply)

- I consult with my broker, investment adviser, CPA, or other financial professional.
- I generally make my own decisions and/or consult with my co-applicant(s).
- I discuss investment decisions with family and/or friends.

3 Tell Us How You Intend to Use This Account

The more we know about you and your goals for this account, the better we can serve you. Please answer the following questions about your investment objectives and investment time horizon to help us determine which investment products and strategies are suitable for you.

Investment Objectives and Investment Time Horizon

The investments in this account will be (check one):

- Less than 1/3 of my financial portfolio
 Roughly 1/3 to 2/3 of my financial portfolio
 More than 2/3 of my financial portfolio

I plan to use this account for the following (check all that apply):

- Generate income for current or future expenses
 Partially fund my retirement
 Wholly fund my retirement
 Steadily accumulate wealth over the long term
 Preserve wealth and pass it on to my heirs
 Pay for education
 Pay for a house
 Market speculation
 Other: _____

[If a customer chooses multiple objectives that appear inconsistent, a firm must conduct appropriate supervision and meaningful suitability determinations, as applicable, in light of such differences (e.g., clarify the customer's intent and, if necessary, reconcile and/or determine how to handle the customer's differing investment objectives).]

The expected period of time you plan to invest to achieve your financial goal(s):

- Under 1 year 1-2 years 3-5 years 6-10 years 11-20 years Over 20 years

Other Information

Please provide us with any additional information not requested above that you believe will help us more fully understand your investment profile and identify what types of investments or strategies may be suitable for you.

(use additional space as needed)

4 Tell Us How You Will Fund This Account

Please tell us how you are funding this account (check all that apply):

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> Income | <input type="checkbox"/> Insurance payout |
| <input type="checkbox"/> Pension or retirement savings | <input type="checkbox"/> Inheritance |
| <input type="checkbox"/> Funds from another account | <input type="checkbox"/> Social Security benefits |
| <input type="checkbox"/> Gift | <input type="checkbox"/> Home Equity Line of Credit/Reverse Mortgage |
| <input type="checkbox"/> Sale of business or property | <input type="checkbox"/> Other: _____ |

5 Tell Us How You Want to Work With Us

Account Features

[Firms may use this section to indicate any additional account features or offerings such as check writing services, debit/credit cards, cash management programs, and the like.]

Please note: You may change your account features and options at any time, with advance written notice to us.

Borrowing Money to Buy Securities (Buying "On Margin") – Please Read Carefully

You will have a "cash account," unless you choose to have a "margin loan account" (customarily known as a "margin account"). To help you decide whether a margin loan account is right for you, please read this information, the Margin Loan Agreement and the Margin Disclosure Statement.

In a cash account, you pay for your securities in full by the settlement date of the purchase (generally three business days from the purchase). In a margin loan account, we may lend you a portion of the purchase price. This is called buying securities "on margin." For example, when you buy equity securities (such as common stock) on margin, you typically must deposit at least 50% of the purchase price, and we would loan you the balance. **You are liable for repaying the borrowed funds and the interest incurred.**

If you borrow funds in your margin loan account and the value of your holdings declines below the firm's and/or regulatory maintenance margin requirement, you may be subject to a "margin call." This means that we can either (1) require you to deposit additional cash or margin-eligible securities to your account immediately, or (2) sell any of the securities in your account to cover any shortfall, **without informing you in advance. We will decide which of your securities to sell. Even if we notify you that you have a certain number of days to cover the shortfall, we may still sell your securities before that timeframe expires.** Further, we may increase at any time the level of equity that you must maintain in your margin account without triggering a margin call.

We have the right to lend shares held in your margin loan account to others. This should not impede your ability to sell these shares, but may cause you to lose voting rights and the right to preferred tax treatment on certain dividend payments.

[Firms may specify here individual policies on how trades are handled if there are insufficient funds for margin or cash accounts.]

Borrowing funds to buy securities is only appropriate for those investors who can tolerate losing more than the amount of money deposited in the account. To avoid the use of margin, even in a margin loan account, always pay for your purchases in full by the settlement date of the purchase.

- No** I do not want the ability to borrow funds in my account, which means I will have a cash account.
- Yes** I want the ability to borrow funds in my account. I have read the Margin Loan Agreement and the Margin Disclosure Statement and understand my rights and obligations under them.

Note: If you do not check any box above, by default you will have a cash account.

[Firms should indicate what type of account will be the default if the customer fails to indicate a choice above.]

5 Tell Us How You Want to Work With Us—CONTINUED

Managing Your Cash

Sometimes there is cash in your account that hasn't been invested. For example, you may have just deposited money into your account without giving instructions on how to invest it, or you may have received cash dividends or interest. We will automatically place—or "sweep"—that cash into one of the cash management programs listed below—also called "cash sweep programs." Cash management programs offer different benefits and risks, including different interest rates, customer protections and insurance coverage (namely, FDIC or SIPC coverage). Some may have certain eligibility criteria, such as minimum cash balances and specific account types.

Please choose one of the cash management programs listed below. You may instruct us to change your selected cash management program at any time to another, if you meet the eligibility criteria of the new cash management program. If you do not choose one, we will automatically place your uninvested cash into the default cash management program, which will be [XXXX]. We will give you advance notice of any change in your choice or of the options generally available to you. We may need your consent for certain changes, but not for others. For more information on available cash management programs, please see [Cash Management Disclosure Document], which we will provide to you.

Sales proceeds (check one):

- Mail check to the address of record
- Send directly to your bank account. Please provide bank name and account number:

- Sweep into Money-Market Fund
Securities Investor Protection Corporation (SIPC⁷) Protected
- Sweep into Money-Market Deposit Account
Federal Deposit Insurance Corporation (FDIC⁸) Insured
- Other:

Dividends/Interest (check one):

- Mail check to the address of record
- Send directly to your bank account. Please provide bank name and account number:

- Sweep into same investment as indicated at left
- Reinvest in the same security

[Firms should customize this section consistent with the cash sweep options they offer.]

⁷ SIPC protects customers of brokerage firms that are closed due to bankruptcy or other financial difficulty. Each customer may be protected up to \$500,000, including up to \$250,000 in cash held in the account. SIPC will cover any missing customer securities when the brokerage fails, whether the securities are missing due to conversion, theft, unauthorized trading or other reasons. SIPC does not protect against ordinary market loss. Not every investment is protected by SIPC and some customers may be ineligible to have their claims satisfied with SIPC funds. More information can be found at www.sipc.org or by calling 1-202-371-8300.

⁸ Under FDIC coverage, if a bank or savings association fails, each depositor generally is insured for up to \$250,000 for non-retirement accounts, and up to \$250,000 for IRAs and certain other retirement accounts. The FDIC coverage does not insure securities or mutual funds. More information can be found at www.fdic.gov or by contacting the FDIC at 1-877-ASK-FDIC.

Communications Choices

Communications Options

Unless you choose otherwise, we will use postal mail to send you any communications. As an alternative, you may choose to be notified by email when certain communications are available for you to access online. If you wish to be notified by email instead of receiving communications by postal mail, please select one of the options below:

- All communications – I wish to be notified by email about the online availability of any communications, including trade confirmations, prospectuses, account statements, proxy materials, tax-related documents, and marketing and sales documents.
- All communications except trade confirmations, account statements, and tax-related documents – I wish to be notified by email about the online availability of all communications except trade confirmations, account statements, and tax-related documents, which I still wish to receive by postal mail.
- All communications except tax-related documents – I wish to be notified by email about the online availability of all communications except tax-related documents, which I still wish to receive by postal mail.

If you choose email for any communications, please tell us the email address we should use: _____

A copy of [Firm's] privacy policy will be provided to you along with this Application. [Firms can tailor this language to reflect how they will deliver their privacy policy to the customer.]

5 Tell Us How You Want to Work With Us—CONTINUED

Postal Mail Options (if you requested postal mail delivery in the previous section)

By checking the boxes below, you request that all communications for the applicants listed on this Application be delivered to the following single postal mailing address:

- Primary Applicant's Mailing Address
- Co-Applicant's Mailing Address
- Other. Please specify: _____

Duplicate Copies (optional)

Please send duplicate copies of the following documents to the person listed below:

- All Communications
- Trade Confirmations, Account Statements, and Tax-Related Documents
- Tax-Related Documents Only

- Mr.
- Mrs.
- Ms.
- Dr.
- Suffix**
- Sr.
- Jr.

First Name	Middle Name	Last Name
------------	-------------	-----------

Address	Apt/Suite No.
---------	---------------

City	State	ZIP Code	Country
------	-------	----------	---------

Relationship to Primary Applicant/Co-Applicant: _____



6 Review and Submit This Application

Confirmations and Signatures – Please Read Carefully

By signing this Application, you affirm that you have received and read this Application and any supplemental documents governing this relationship. You affirm that the information you have provided is accurate and you agree to notify us of any changes in the information provided.

Tax Withholding Certifications

Please check all boxes that apply, and sign and date below.

Primary Applicant	Co-Applicant	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	U.S. Person: Under penalty of perjury, I certify that: (1) I am a U.S. citizen, U.S. resident alien or other U.S. person, and the Social Security Number or Taxpayer Identification Number provided in this Application is correct (or I am waiting for a number to be issued to me); and (2) I am not subject to backup withholding because: (a) I am exempt from backup withholding; or (b) I have not been notified by the Internal Revenue Service (IRS) that I am subject to backup withholding as a result of a failure to report all interest or dividends; or (c) the IRS has notified me that I am no longer subject to backup withholding.
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	Certification Instructions: You must check this box if you cannot certify to Item (2) above, meaning that you have been notified by the IRS that you are currently subject to backup withholding because you have failed to report all interest and dividends on your tax return.
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	Non-Resident Alien: I certify that I am not a U.S. citizen, U.S. resident alien, or other U.S. person for U.S. tax purposes, and I am submitting the applicable Form W-8 with this form to certify my foreign status and, if applicable, claim tax treaty benefits.

[Note: If the firm uses a Predispute Arbitration clause, it must comply with applicable FINRA disclosure requirements and restrictions on provisions that limit rights and remedies.]

The Internal Revenue Service does not require your consent to any provision of this document other than the certifications required to avoid backup withholding.

Signatures

Primary Applicant Name (please print)

Primary Applicant Signature

Date

Co-Applicant Name (please print)

Co-Applicant Signature

Date

[Firms should insert their principal and other required signature blocks here. Firms may also include or attach any additional disclosures such as privacy policies, business continuity plans, revenue sharing disclosures, etc.]

Please mail your completed Application to the address listed below, or fax it to [1-999-000-9999].
Brokerage ABZ, 153 Securities Way, Suite 1001, Richmond, VA 00150

Firms: Internal Use Only